

第2次うらやす男女共同参画プラン

事業調査報告書

— 平成25年度実施事業 —

平成26年度

浦安市 市長公室企画政策課 人権・男女共同参画係

目 次

1. 事業調査の概要	2
2. 事業調査結果の概要	4
課題 1	4
課題 2	6
課題 3	7
課題 4	8
課題 5	9
課題 6	11
課題 7	12
課題 8	13
3. 結果の詳細	
課題 1	15
課題 2	25
課題 3	35
課題 4	38
課題 5	41
課題 6	47
課題 7	52
課題 8	58
別紙 1 (記入例)	60
別紙 2 (目標値について)	61

1. 事業調査の概要

- (1) 調査の目的：男女共同参画施策を総合的・計画的に推進していくため、毎年度、各課の事業の実施状況を把握することを目的に調査を実施しました。
- (2) 調査方法：記述式（調査票）
- (3) 調査の概要
- ① 調査期間：平成26年7月16日～平成26年8月12日
 - ② 調査内容：別紙1（記入例を含む）
平成25年度の実施状況／事業実績／事業評価（担当課評価）
事業実施上の課題／次年度以降の事業の方向性
- (4) 「第2次うらやす男女共同参画プラン」（以下、「第2次プラン」）について
- ① 第2次プランは2つの重点課題を含む8つの課題を掲げ、施策の方向、基本事業、具体的な取り組み、取り組みの内容、担当部署で構成されています。

「課題」 ★：重点課題

解決すべき課題を掲げ、それぞれの課題の背景について明記しました。

課題1：男女共同参画社会の実現に関する理解の促進

課題2：ワーク・ライフ・バランスの推進

課題3：あらゆる分野に参画する機会の確保

課題4：★防災における男女共同参画の推進

課題5：男女が共に安心して暮らせる環境の整備

課題6：性への理解と生涯を通じた健康支援

課題7：★人権の擁護・救済のための取り組みの強化

課題8：推進体制の強化

「施策の方向」

課題解決に向けたそれぞれの施策のねらいを明記しました。

「具体的な取り組み」と「取り組みの内容」

施策を推進するための個々の事業を包括的にとらえ、まとめました。

② 「実施区分」

A：毎年度実施

B：26年度までに実施

C：28年度までに実施

③「目標値」：別紙2

数値化が可能で定期的に計ることができる項目に関して、目標値を設定しました。

④「担当課評価」について

- ・調査票の「事業評価」を「担当課評価」として記しました。

「担当課評価」

3：前年度以上の数値等を上げることができた

2：例年どおりの実績である

1：前年度以下の実績であった

2. 事業調査結果の概要

課題1:男女共同参画社会の実現に関する理解の促進

【施策の方向】

1. 男女共同参画社会の実現に役立つ情報の活用を強化します
2. 男女共同参画の理解に役立つ講座や研修等の事業を強化します
3. 次世代に向けた男女平等や自立を育む教育を推進します

【主な結果概要】

- ・市民への情報提供として特に女性プラザでは男女共同参画に関する資料収集として図書のほか、レファレンス対応として新聞記事のクリッピングをし、体系的にまとめた。特にDV関係については他市の情報漏えいや事件について活用できた。
- ・資料提供として、図書館や女性プラザで展示を行うことで積極的な情報提供を行った。特に図書館では多様な利用者が見込まれるので、今後も図書館での展示は続けていきたい。
- ・メディア・リテラシーでは図書館は図書の情報検索が主になり、情報選択や情報発信までには至っていないが、小中学校でインターネットについて人権配慮等からみたりテラシー教育を行った。
- ・生涯学習課で出前講座を実施し、「男女共同参画」も講座として受けているが、25年度は男女共同参画についての講座依頼がなかった。
- ・市民対象の講座では公民館、市民大学、女性プラザが担っているが、「第2次プラン」の取り組みの内容のすべてを実施することはできなかった。
- ・連携として、日の出公民館主催の中学校の家庭教育学級で母親を対象に「デートDV」について説明をすることができた。
- ・次世代に向けた男女平等や自立を育む教育の推進では、男女混合名簿の導入や、幼稚園も含み、現場において性別役割分業の意識を持たせる言動に気をつけるようにしている。
- ・キャリア教育全体計画を作成し、職業意欲を育てる教育を推進した。
- ・性については小中学校で児童や保護者を対象に性教育を含む健康に関する研修会を実施した。
- ・各中学校では保健学習でエイズ、性感染症の予防教育を実施している。また、生徒や保護者を対象に外部講師による講演会も行った（1校）
- ・2・3年目の教職員を対象に人権やデートDVについて研修会を実施した。

【課題】

- 改定プラン策定では人事課と職員研修について協議をする必要がある。また、出前講座の事業評価方法について検討する必要がある。
- 男女共同参画の啓発は女性プラザが拠点になっていることから女性プラザ（現 男女共同参画センター）の認知度を上げるための方法や手段について要検討である。
- 男性参加を促す講座では、関係部署と連携を強化する必要がある。
- 職員研修の担当部署について、人事課と協議し改定プランに反映させる。

課題2:ワーク・ライフ・バランスの推進

【施策の方向】

1. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します
2. 就業継続に向け保育や子育てを支援します
3. 職場・家庭・地域への男女の平等な参画を支援します

【主な結果概要】

- ・ワーク・ライフ・バランスの啓発として市内事業所に対して、市のHP、パンフレットなどで情報提供を行った。
- ・庁内職員に対しては男性の育児休業取得を促しているが、25年度の男性育児取得者は1名で7日間の取得であった。
- ・保育、幼稚園の事業充実や育児支援では保育園の維持補修や明海幼稚園の定員の拡充などを行った。
- ・児童育成クラブやファミリーサポートセンター、エンゼルヘルパー、ショートステイ、放課後異年齢児交流促進事業は例年どおり事業を行った。
- ・男女問わず、創業セミナー、再就職講座、キャリアアップ、労働関係の法知識を開催し、どの講座も女性の参加者が見られた。
- ・労働・社会保険相談の主な内容は労働問題、労災・雇用保険・退職手続きなどであり、相談者の6割は女性であった。
- ・出産や育児に関する講座で夫婦を対象にした内容では健康増進課で出産準備のための講座、公民館では子育てミーティングを開催した。
- ・男性の家事を支援する講座では、公民館で料理教室、収納等の講座を実施した。

【課題】

- ・市内事業所に対してワーク・ライフ・バランスの啓発を行っているが、実際の状況が把握できていない。これについては27年度に事業所を対象とした意識調査の実施を予定している。
- ・市職員の男性の育児休暇を推進しているが、結果に結びついていない。
- ・預かり保育の臨時指導員や保育士の確保など人員増が必要である
- ・出産準備の講座では就労中の妊婦が参加できるよう環境を整える必要がある。
- ・男性の育児支援のための啓発や講座を各関係部署と連携し、積極的に実施していく。

課題3:あらゆる分野に参画する機会の確保

【施策の方向】

1. 政策・方針決定過程女性の参画を促進します
2. 地域活動における男女共同参画の取り組みを支援します
3. 審議会等における委員構成の男女比の適正化を図ります

【主な結果概要】

- ・市内事業所に対してポジティブ・アクションの啓発は市のHPやパンフレット等で情報提供した。
- ・庁内の管理職で女性の占める割合は、課長級が微増であるが、全体的に大きな変化はみられない（女性の占める人数／等級の人数）
 - 26年4/1現在 部長級 0%・次長級 0%・課長級 11%・課長補佐級 20%
 - 25年4/1現在 部長級 0%・次長級 3.3%・課長級 9.6%・課長補佐級 21.8%
- ・中学校の教頭以上の女性の割合は前年度比同様、変化は見られなかった。
- ・地域活動における男女共同参画の取り組みでは自治会加入の促進として転入者への自治会案内のチラシ配布やHPによる情報発信などを実施した。
- ・女性委員を含む審議会の割合が91.8%で前年度より約1ポイントの増となっている。また、女性のいない審議会の数も前年度より1減少した。

【課題】

- ・校長、教頭（管理職）は本人の希望をもとに受験するもので、女性の希望者を増やしていくことが課題である。
- ・女性管理職登用にあって、女性が昇進意欲を持たせるようロールモデルを紹介し、管理職になるメリットなど積極的な働きをする必要がある。
- ・男女ともに働きやすい職場環境を整えるため、ワーク・ライフ・バランスを推進していく。

課題4:防災における男女共同参画の推進

【施策の方向】

1. 男女共同参画の視点を踏まえた防災体制を確立します
2. あらゆる人に配慮した防災体制を確立します

【主な結果概要】

- ・ 防災計画の改定素案の策定にあたり、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等を参考に検討した。
- ・ 自主防災組織連絡協議会の部会等で、男女の委員参加による意見交換が行った。
- ・ 各自主防災組織の訓練等で要望に応じ、担当課による講話を行った。講話では、訓練等に女性も積極的に参加してほしい旨を説明した。
- ・ 災害時は広報うらやす、行政情報番組、市ホームページ、重要なお知らせメールサービス、ツイッターなどさまざまな媒体を通じて情報を発信した。
- ・ 地域防災計画の修正に伴い、概要及びマニュアル作りを行った。
災害時の相談窓口設置・情報の収集と翻訳情報の取捨選択・被災状況把握・避難状況把握・避難所対応などの役割を洗い出し、地域防災計画（案）に反映した。
- ・ 災害時に支援が必要な人を把握するために災害時要援護者名簿の作成作業を行った。

【課題】

- ・ 災害時等緊急時における女性プラザ運用ガイドライン作成にあたっては素案となる内容を明確に検討する必要がある。
- ・ 自主防災組織連絡協議会や防災の講座等に女性の参加、高齢者、障がい者、外国人等が参加してもらえるよう、男女共同参画の視点からの防災について、市民に知らせる必要がある。

課題5:男女が共に安心して暮らせる環境の整備

【施策の方向】

- 1.在住・在勤外国人が安心できる環境を整備します
- 2.若者の社会参画と自立を支援します
- 3.ひとり親家庭の社会参画と生活を支援します
- 4.高齢者や障がい者の社会参画と生活を支援します

【主な結果概要】

- ・毎月一回英字広報「City News うらやす」を発行し、各公共施設で配布したほか、日刊英字紙への折り込みをした。市HPは英語、中国語、ハングルに対応している。
- ・外国人相談窓口を設置し、在住外国人やそれにかかわる日本人の相談を受け付けた。（7ヵ国対応）また、法律相談や女性プラザの「女性のための法律相談」への案内や通訳も行っている。
- ・国際センターの自主事業として、月毎に各国の紹介を主とした展示を行っているほか語学講座やワークショップ、講演会などを行い、市民への国際理解啓発を進めている。25年度利用者数は、38,626人で過去最高となった。
- ・多文化理解を深める事業として、地域ネットワーク課、公民館、市民大学が講演会や語学講座等を実施した。
- ・市内高等学校（4校）新規学校卒業者の就職状況調査を実施した。また、「いちかわ・うらやす若者サポートステーション」による出張就職相談会を開催した。
- ・ひとり親家庭への支援として、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費等助成事業、母子家庭住宅手当、交通遺児手当、ひとり親相談を行っている。また、母子家庭の母等の就労支援のためにパソコン講座及び就労支援講座を開催した。
- ・高齢者の就労支援は、シルバー人材センターが実施している。25年度は就業延人員が前年度と比較し5.1%増の3,896人日であった。
- ・高齢者の相談は猫実包括支援センターが実施している。相談内容は多岐にわたり複雑化している。
- ・障がい者への就労支援としてワークステーション内の福祉的就労施設、一般就労企業（特例子会社）については随時、就労支援センターにおいて障がい者の受入れを行った新たに30人の登録があり、結果28人が就職した。
- ・障がい児保育として、公設公営保育園7ヶ所で支援が必要な児童30名に対して21名の非常勤保育士を配置。市内14ヶ所の幼稚園でも心身障がい児教育を行った。
- ・障がい者支援の主な事業として就学説明相談会を実施し、保護者と就学にかかわる相談を実施した。電話や面談で保護者や教職員と特別支援教育にかかわる相談も行った。
- ・小・中学校に心身障がい児補助教員、心身障がい児支援員を配置した。
- ・教職員向けに特別支援教育に関するリーフレットを作成した。

【課題】

- ・市の HP の対応言語の拡大。
- ・平成 26 年度から、浦安市と「いちかわ・うらやす若者サポートステーション」の共同実施により「若者向け就職相談」を開設し、市内若年層の実態について把握していく。ただし、市内のニートや引きこもりについては実態の把握が難しい。
- ・シルバー人材センターでは会員の希望職種とセンターに依頼される職種とのミスマッチにより就業件数が増加につながらない。

課題6: 性への理解と生涯を通じた健康の支援

【施策の方向】

1. 互いの性を尊重する意識づくりに取り組みます
2. 生涯にわたる健康づくりを支援します

【主な結果概要】

- ・女性プラザで、性差医療や性的マイノリティの資料（図書、新聞記事等）を収集し、図書の貸出を行った。
- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発については具体的な啓発まで至らなかった。
- ・男女問わず受診者全員に受診勧奨目的の個別通知を送付し広く周知した。（40歳以上の男女）
- ・平成25年度受診率の実績は、男性44.2%に対し女性は47.5%であった。（平成24年度 男性39.3% 女性46.6%）
- ・新生児・妊婦訪問の実施し、新生児訪問1,255件、妊産婦訪問1,271件であった。
- ・離乳食クラス事業や公民館会場に育児相談事業を実施した。
- ・更年期やメンタルヘルスサポート支援として、「女性のための元気アップセミナー」やゲートキーパー養成講座を開催した。

【課題】

- ・多様な性への理解やリプロダクティブ・ヘルス/ライツは、図書やHPでの情報発信だけでは理解を促すことは難しい。人権の視点からの情報発信あるいは講座等の実施をする必要がある。
- ・乳がん、子宮がんに関する周知を行っているが、受診率向上までむすびついていない。
- ・性別に関係なく、子育てをする保育者として開かれた事業であることを周知していく。

課題7:人権の擁護・救済のための取り組みの強化

【施策の方向】

1. 女性への暴力根絶に向けた取り組みを強化します
2. セクシュアル・ハラスメント／パワー・ハラスメントの防止対策を強化します
3. 子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取り組みを強化します

【主な結果概要】

- ・DV に対する正しい理解の促進としてリーフレット、相談支援カードの作成・配布、保護者向けのデートDVの講座、市職員対象の「DV対策第2次被害防止のための関係職員研修会」の開催、「2・3年目教員研修夏期研修会」を実施した。
- ・女性プラザ「女性のための相談」では、実相談者数は229人で、内DV相談者は142人であった。(H24年度 実相談者数199人 内DV相談者数102人)
- ・こども家庭支援センター「母子・婦人相談」は実人数84人、延件数268件であった。
- ・女性プラザとこども家庭支援センターは、必要に応じて連絡を密にし、被害者への自立支援、こどもへの支援を行っている。
- ・DV被害者に対する救済、自立支援については各関係部署と連携を図り、民間ステップハウスの運営に対しても支援を行っている。
- ・事業所におけるセクハラ／パワハラ防止対策では、商工観光課が市のHPや事業所に事業主に啓発及び関係機関パンフレットを設置し情報提供を行っている。
- ・市役所におけるセクハラ／パワハラ防止対策では、セクシュアル・ハラスメント相談員を任命し、セクハラ等について相談しやすい環境づくりを行っている。
- ・教育の場におけるセクハラ／パワハラ防止対策では、全ての小中学校に相談員を配置の上、「セクハラ相談窓口」を設置し、教職員や児童・生徒に周知している。
- ・全ての学校において、不祥事根絶の職員研修を実施した。
- ・子どもの虐待防止に向けた取り組みでは、「浦安市の子どもをみんなで守る条例」について各駅や児童相談所・警察署・主任児童委員と連携して啓発物資を配布し周知を行った。
- ・障がい者週間に合わせて、障がい者虐待の広報・啓発なども行った。
- ・高齢者の虐待防止では、認知症サポーター養成講座と併せ高齢者虐待の啓発として講座・研修会・イベントにて、パンフレットやチラシの配布を行った。

【課題】

- ・DV相談は相談となる背景が多岐にわたっていることから、より一層の関係機関や部署と連携が必要である。
- ・DV被害者の避難先等の情報漏えいが起こらないよう、各部署に徹底を強化させる。
- ・DV、虐待の被害者への窓口対応等で二次被害を起こさないよう研修等で周知する。

課題8: 推進体制の強化

【施策の方向】

1. 男女共同参画社会の実現に向け推進体制を強化します
2. 男女共同参画に関する調査・研究を行います
3. 課題解決に向け計画の進行管理を強化します

【主な結果概要】

- ・男女共同参画推進会議を3回開催し、主な議題は「第2次うらやす男女共同参画プラン」の24年度事業の進捗状況、24年度女性プラザ事業報告及び25年度の事業予定、事例研究会、「DV被害者自立支援に関するヒアリング」の報告、事業調査の内容について報告をした。
- ・男女共同参画庁内推進会議は1回開催し、主な議題「DV被害者自立支援に関するヒアリング」の報告、「第2次うらやす男女共同参画プラン」事業調査について、「女性プラザ」名称変更について、意見を伺った。
- ・男女共同参画推進に関する調査として、
 - ①DV被害者の個人情報について他市での事件を把握し、本市の男女共同参画推進のための職員研修の研修で注意喚起を行った。
 - ②男女共同参画の計画の評価について、他市の資料や関連文献を参考にし、H25年度実施事業調査の調査内容を検討した。

【課題】

- ・男女共同参画に関する調査・研究について、ジェンダー統計も含め十分な調査・研究までに至らない。

3.結果の詳細

課題1 男女共同参画社会の実現に関する理解の促進

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当課	実施区分	事業実績
1. 男女共同参画社会の実現に役立つ情報の活用を強化します	①男女共同参画に関する図書・資料の収集・提供の促進	1. 図書・資料の収集・提供	男女共同参画に関する図書や資料を収集・提供します	中央図書館	A	【担当課評価】 図書の資料収集・提供：2 ・市民への情報提供や資料提供などを積極的に行い、市民に役立つ蔵書を構築するように努めた。 【次年度以降の事業の方向性】 継続して資料収集を行い、市民に提供していきたい。
				女性プラザ	A	【担当課評価】 図書の資料収集・提供：2 ・H25年度 図書購入冊数 56冊 (H25年度末 蔵書冊数 662冊) ・図書のほかに市内や市民からのレファレンスに回答できるよう、新聞記事のクリッピングをテーマごとにまとめて整理した。 【次年度以降の事業の方向性】 人権も含め男女共同参画に関するレファレンスに対応できるよう、資料収集し資料の紹介をHP等で案内を行ってきたい。
		2. 図書・資料に関する広報	男女共同参画週間等にあわせて、展示等を開催し、収集した図書や資料が有効に活用されるようにします。	中央図書館	A	【担当課評価】 展示等の実施：2 ・中央図書館にて男女共同参画週間、人権週間、人権擁護委員の日に合わせて関連図書の展示を行った。 ・家族をテーマにしたもの、男性の家事、女性の自立、人生設計などを推進した図書の紹介を行った。 ・浦安市・市川人権啓発活動地域ネットワーク協議会主催事業に合わせて関連図書の展示を行った。 【次年度以降の事業の方向性】 継続して関連図書の紹介を行ってきたい。
				女性プラザ	A	【担当課評価】 展示等の実施：2 ・狭いスペースではあるが、テーマを設け、関連資料や新聞記事を掲示した。主なテーマ「少子化」「代理出産等」「ワーク・ライフ・バランス」「女性の活躍」など。 ・同フローにある情報公開の来所者や、地域ネットワークが行っている相談業務の相談者が手にしていることが多くみられた。 【次年度以降の事業の方向性】 継続して行っていく。

1. 男女共同参画社会の実現に役立つ情報の活用を強化します	①男女共同参画に関する図書・資料の収集・提供の促進	3. 情報の収集・提供に関する相互協力	図書や資料に関する収集・提供・広報等を連携して進めていきます。	中央図書館	A	<p>【担当課評価】女性プラザとの連携：2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性プラザの雑誌のバックナンバーを、図書館の蔵書として活用した。 ・女性プラザの利用案内及び所蔵図書目録を中央図書館でも設置、配布を行った。 <p>【次年度以降の事業の方向性】女性プラザと連携し、引き続き市民に資料や情報の提供を行っていききたい。</p>
				女性プラザ	A	<p>【担当課評価】図書館との連携：2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性プラザで購入している雑誌のバックナンバーを図書館に寄贈し、有効活用を図っている。 ・女性プラザに蔵書図書リストを図書館に常置している。 ・男女共同参画週間には図書館でミニ展示をおこなっており、その際に女性プラザのパンフレットも常置していただいた。 <p>【次年度以降の事業の方向性】図書館と女性プラザの互いの利用者にとって、有効活用できるよう連携したい。</p>
	②メディア・リテラシー向上の促進	1. 情報活用能力を育てる講座の開催	情報を的確に把握・理解し、取捨選択する力を身につけるための講座を開催します。	中央図書館	A	<p>【担当課評価】講座の実施：2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「図書館利用講座」 検索機(OPAC)の使い方やインターネットを使った情報収集の方法を学ぶことを目的に開催。(11回開催) ・「創業支援セミナー」 企業等に関する情報提供・支援。商工観光課、浦安商工会議所との共催。(4回開催) <p>【次年度以降の事業の方向性】継続して行っていききたい。</p>
		2. 子どもたちの発達段階に応じた情報活用能力を育てる講座の開催	発達段階に応じた情報の探し方や的確な活用方法等について、図書館活用講座等を通じ伝えます。	中央図書館	A	<p>【担当課評価】講座の実施：2</p> <p>「図書館クラブ」小学生から中学生を対象に職業体験として図書館の仕事を体験する。朗読や読み聞かせにも挑戦し、読書への意欲を高め、図書館の利用の促進を図る。(8回開催)</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】継続して行っていききたい。</p>

1. 男女共同参画社会の実現に役立つ情報の活用を強化します	③ 市民や事業者等に向けた情報発信の強化	1. 出前講座の活用	出前講座の中で男女共同参画に関する講座を開催いたします。	生涯学習課	A	<p>【担当課評価】</p> <p>出前講座（男女共同参画について）の実施：1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課より挙げられた講座メニューをまとめ市民に情報を提供し、市民より要望があった際に、講座の開催に係る調整を行っている。男女共同参画に関する講座は例年1講座程度の開催実績があるが、平成25年度については、実績はなかった。 <p>【事業実施上の課題】</p> <p>出前講座については、市ホームページや生涯学習情報提供システム「まなびねっと URAYASU」等で講座内容を周知しているが、講座内容によって実績の偏りがある。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <p>引き続き実施する。</p>
				女性プラザ	A	<p>【担当課評価】</p> <p>出前講座（男女共同参画について）の実施：1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座は生涯学習課が主担当であり、担当課からの依頼があって実施していることから25年度は依頼がなかった。 <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <p>女性プラザからもHP等でPRするなど検討していきたい。</p>
		2. 男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画に関する理解を深め、実現させるための情報誌を発行します。	女性プラザ	A	<p>【担当課評価】 情報誌の発行：2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画ニュース「うらやすP-Life」を発行（年2回発行 各54,500部）・新聞折り込み、各公共施設等で常置し、市民に周知をした ・テーマ「デートDV」H25.11月 ・テーマ「女性の活躍」H26.3月 <p>【事業実施上の課題】</p> <p>情報誌の認知度が低い。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その年の時事問題を絡めながら、作成していきたい。
		3. ホームページ等インターネットの活用	男女共同参画に関する情報をホームページ等のインターネットを活用し発行します。	女性プラザ	A	<p>【担当課評価】 HPでの発信：2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の8つの項目で作成し随時更新している。 ・情報誌 /参画ニュース /浦安市の男女共同参画 /相談室 /男女共同参画センター/ フォーラム・講座情報 /ドメスティック・バイオレンス (DV) /デートDVってなに？ <p>【事業実施上の課題】</p> <p>女性プラザの情報を探すことに時間を要する。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <p>市全体のHPは担当課が行っているが、27年、HPがリニューアルされることを機会に内容検討していく。</p>
4. あらゆる人に届く情報の発信	多言語への対応や高齢者・障がい者への配慮等、きめ細かな情報発信を推進します。	女性プラザ	A	<p>【担当課評価】 きめ細かな情報発信：2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市のHPでは、中国語・英語・ハングル語、字の拡大、音声読み上げ機能があり、対応できている。 <p>【事業実施上の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCを利用しない方への情報発信については要検討である。 		

2.男女共同参画の理解に役立つ講座や研修等の事業を強化します	①市民を対象とした講座の開催	1.男女共同参画への理解を深める講座等の開催	三歳児神話、性別役割分業、女性問題、男性問題、女性の自立・エンパワーメント、男性の地域参画等のテーマを取り上げ、男女共同参画への理解を深める講座等を開催します。	女性プラザ	A	<p>【担当課評価】一部実施した 三歳児神話：2 性別役割分業：2 女性問題：2 女性の自立：2 エンパワーメント：2</p> <p>「女性プラザ推進講座 子育てがラクになる女性学講座」全3回 参加者 34人 「女性プラザ推進講座 ステップアップ編」・全2回 参加者 22人</p> <p>・女性の自立/エンパワーメント 「インフォメーションカフェⅠ 知って得！パート・派遣契約で働くための基礎知識」1回 参加者 20人</p> <p>・男性問題/男性の地域参画等を主軸としたテーマでの開催はなかったが、男性参画を促す講座を実施した。 「インフォメーションカフェⅡ 男性限定！ワンランクアップのコーディネーター講座」1回 参加者 11人</p> <p>【事業実施上の課題】 男性の参加を促す企画が難しい。 【次年度以降の事業の方向性】 男性参加を促すことを積極的に検討する。</p>	
		2. 講座等の開催に関する相互協力	講座の開催に関して、連携を強化します。	公民館	A	<p>【担当課評価】連携の強化：2 日の出公民館主催の中学校家庭教育学級において「デートDV」について女性プラザ職員が説明を行った。 【事業実施上の課題】 他の事業との均等性を図りながら検討していく。</p>	
				市民大学	A	<p>【担当課評価】連携の強化：2 ・浦安市男女共同参画推進会議の委員を講師に「うらやすの防災を担う」という講座を実施。 【次年度以降の事業の方向性】 今年度と同様の方向性で検討していく。</p>	
					女性プラザ	A	<p>【担当課評価】連携の強化：2 ・日の出公民館主催の中学校家庭教育学級において「デートDV」について説明を行った。 ・市民大学主催の講座「うらやすの防災を担う」では浦安市男女共同参画推進会議の委員を講師に開催した。 【事業実施上の課題】 講座等の企画をする際に情報交換を行う場がない</p>

2. 男女共同参画の理解に役立つ講座や研修等の事業を強化します	② 市職員を対処とした研修の実施	1. 管理職研修の実施	男女共同参画を推進していくための管理職研修を実施します。	女性プラザ	A	【担当課評価】管理職研修の実施：2 ・「第2次うらやす男女共同参画プラン」の推進をテーマに開催した。対象：係長以上 参加者 50人
		2. 職員研修の実施	男女共同参画を推進していくための職員研修を実施します。	人事課 女性プラザ	A A	派遣研修として他の研修機関(千葉県自治研修センター、市町村アカデミー等)にて参加受講をいただいている。 【担当課評価】職員研修の実施：2 ・「第2次うらやす男女共同参画プラン」の推進をテーマに開催した。対象：係長以上 (一部、一般職員が出席) 参加者 50人 【次年度以降の事業の方向性】 人事課と連携を図り行いたい。
3. 次世代に向けた男女平等や自立を育む教育を推進します	① 発達段階に応じた男女平等教育の推進	1. 男女平等教育の推進	保育園、幼稚園、小・中学校において発達段階に応じた男女平等教育を推進します。	保育幼稚園	A	【担当課評価】 保・幼稚園共に男女平等教育の推進：2 ・児童福祉法第24条第1項の規定により、保育に欠ける児童を保育所において保育したことで、男女が参画しやすい子育てを支援する体制づくりを目指し事業を実施した。 ・幼稚園では、普段より教諭に対し、園児に言葉かけをする場合など、ジェンダーに関わる言葉を投げかけないよう共通理解を図った。 【事業実施上の課題】 男女平等教育については、園ごとには共通理解が図られているが、様々な職種の非常勤職員を採用しているため、より共通理解を図るための研修等を開催することが難しい。 【次年度以降の事業の方向性】 様々な職種の非常勤職員に対し男女平等教育について共通理解をさらに深めていけるよう努めていく。

3. 次世代に向けた男女平等や自立を育む教育を推進します	① 発達段階に応じた男女平等教育の推進	1. 男女平等教育の推進	保育園、幼稚園、小・中学校において発達段階に応じた男女平等教育を推進します。	指導課	A	<p>【担当課評価】小中学校において共に男女平等教育の推進：2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浦安市教育ビジョンの「めざす児童像」の「自分や他人の良さを認め、互いに尊重し合う豊かな心を持った子ども」に基づき、「浦安市学校教育指導の指針」に「学校人権教育」の重点目標を定め、発達の段階に応じた児童生徒の男女平等の意識を含めた人権意識の醸成を図ることに努めた。 ・学校教育全体を通して、男女の性差のイメージを強調し固定的な性役割分担意識を持たせてしまうことのないよう、「男の子らしく」や「女の子らしく」のような男女の特性や能力を固定的にとらえる見方や言動に気をつけたり、男女混合名簿の作成を導入したりと、男女平等の視点に立った教育活動の展開に努めた。 ・男女平等教育を含めた人権教育を指導する教職員に対し、人権教育研修会を開催し、資質向上を図った。 <p>【事業実施上の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達の段階に応じた児童生徒の男女平等の意識を含めた人権意識の醸成の充実 <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育の充実を図り、発達の段階に応じた男女平等教育を含めた人権教育に継続して取り組んでいく。 ・引き続き、教職員の人権意識や人権感覚を高め、児童生徒への指導法を磨くための研修会を実施していく。
		2. キャリア教育の実施	小・中学校において、職業意欲を育てる教育を実施します。	指導課	A	<p>【担当課評価】</p> <p>小中学校において共に職業意欲の教育：2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「浦安市教育ビジョン」の「勤労観・職業観をはぐくむ教育の充実」に基づき、年3回のキャリア教育推進委員会を実施し、教職員のキャリア教育への理解を深めるための研修や情報交換を行った。 ・市内全小中学校において「キャリア教育全体計画」を作成し、職業意欲を育てる教育を推進した。 ・各小中学校の職業や就労にかかわる学習や活動では、男女の性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個人の特性を生かした自分らしい生き方の実現に配慮した教育の推進に努めた。 <p>【事業実施上の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中連携を進めることでさらなる成果が期待できる。 <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現できる児童生徒の育成に継続して取り組んでいく。 ・小中連携を考慮した取り組みにしていく。

3.次世代に向けた男女平等や自立を育む教育を推進します	① 発達段階に応じた男女平等教育の推進	3. メディア・リテラシーを高める教育の実施	小・中学校において、携帯電話やコンピュータを利用した情報の扱い等、発達段階に応じた教育を実施します。	指導課	A	<p>【担当課評価】小中学校において共に教育を実施：2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校において、児童生徒の情報活用能力を育成するため、児童生徒がコンピュータをはじめとするICT機器を活用した授業を行った。 ・小中学校において、インターネットを活用する際の留意事項に関する学習、中学校においては技術科で情報の扱い方に関する学習を行い、人権に配慮した情報活用についての指導を進めた。 <p>【事業実施上の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年ごとのICT活用計画が作成されていない学校があり、実施状況に学校差がある。 ・ネットモラル教育に関する教材・講師派遣についての学校からの要望が多い。 <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用講習等で児童生徒の情報活用能力育成の重要性を周知するとともに、コンピュータ主任研修会で活用計画の作成及び実行を促し、ICT活用を推進していく。 ・講師や教材の紹介の機会を増やし、学校における情報教育の支援を行う。
	② 子どもの成長段階にあわせた性教育の実施	1. 性教育の実施	小・中学校において、互いの性を理解し、尊重できるよう発達段階にあわせた性教育を実施します。	保健体育 安全課	A	<ul style="list-style-type: none"> ・発達段階に応じた指導の推進のために、教育委員会から各小中学校へ提示している小中連携・一貫教育カリキュラムでは、「指針シート」で育てたい力と指導のポイントを、「いのちの教育（性教育）全体構造図」で各教科との関連を示している。育てたい力には、「自己の性に対する認識の確立」「人間尊重、男女平等の精神に基づく豊かな男女の人間関係の構築」「家庭や様々な社会集団の一員として直面する性の諸問題を適切に判断し、対処する能力や資質の育成」の3点をあげ、発達段階に合わせた態度と能力を具体的に示している。 各小・中学校においては、学校の実情に合わせた学校保健全体計画を作成し、保健教育（保健学習及び保健指導）を推進している。保健学習については、小学校3年生から中学校3年生まで、学習指導要領に基づき教科書等を使用して、体育科（小学校）や保健・体育科（中学校）の時間に実施しており、保健指導については、小・中学校全学年において、体育科（小学校3年生以上）、保健・体育科、他教科、道徳、特別活動の時間等に実施している。 また、学校における組織活動の一環として、学校保健委員会にて児童生徒や保護者を対象とした健康（性教育を含む）に関する研修会を実施した学校が11校（小学校10校、中学校1校）あり、浦安市学校保健会より講師料等の助成を行った。 <p>【事業実施上の課題】</p> <p>学習指導要領に基づき教科等で実施している保健学習については、各学校における実施上の差は生じないが、保健指導及び学校保健委員会における健康研修会については、各学校の健康課題に基づいて実施されるため、全小中学校で統一して実施することに困難さがある。</p>

3.次世代に向けた男女平等や自立を育む教育を推進します	②子どもの成長段階にあわせた性教育の実施				<p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <p>小中一貫・連携教育カリキュラムの実施状況調査をもとに指針シート及びいのちの教育全体構造図の見直しを行い、次年度の実施に向け各学校へ周知徹底を行う。また、全ての児童生徒に対し、自分を大切にする意識の向上と命に関わる諸問題に対する適切な行動力育成のため、市内全ての小中学校における外部講師による健康教育講演会の開催を推進し、講師料を助成する「いのちの教育推進事業」を展開する。</p>
		2.性感染症に関する予防教育の実施	<p>中学校において、エイズや性感染症の知識や予防に関する教育を実施します。</p>	保健体育 安全課	<p>・各中学校においては、学習指導要領に基づく保健学習にて、3年生を対象に性感染症とエイズの予防教育を実施している。学校における組織活動の一環として、学校保健委員会にて外部講師（助産師）による健康に関する研修会（思春期のみんなに伝えたいこと）を、生徒及び保護者を対象に実施した中学校が1校あり、浦安市学校保健会より講師料等の助成を行った。また、市川健康福祉センターと連携し、外部講師（産婦人科医）による性教育講演会を開催した中学校が1校あった。</p> <p>【事業実施上の課題】</p> <p>学習指導要領に基づき教科等で実施している保健学習については、各学校における実施上の差は生じないが、保健指導及び学校保健委員会等における健康（性教育）研修会については、各学校の健康課題に基づいて実施されるため、全中学校で統一して実施することに困難さがある。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <p>全ての中学生に対し、自分を大切にする意識の向上と命に関わる諸問題に対する適切な行動力育成のため、市内全ての中学校における外部講師による健康教育講演会の開催を推進し、講師料を助成する「いのちの教育推進事業」を展開する。（実施率 H26.12月末 57%）</p>
		3.保護者への思春期に関する理解を促す講座の開催	<p>小・中学校の保護者に向け、思春期の心やからだの変化について理解を促す講座を開催します。</p>	健康増進課	<p>※平成25年度は、思春期以前の発達段階の子どもを持つ保護者を対象とした講座を実施した。</p> <p>「見守る子育て、親子の力を高めるために」</p> <p>講師：児童精神科医師</p> <p>日時：平成26年2月20日 10時～11時30分</p> <p>対象：市内在住、未就学児の保護者 30名</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <p>思春期保健は、母子保健と関連が深い。将来の母子保健へのつながりを考え、男女の心身の違いを正しく共通理解できるよう、発達段階各期の特徴をとらえた講座を検討していく。</p>

<p>3.次世代に向けた男女平等や自立を育む教育を推進します</p>	<p>③教職員を対象とした研修の実施</p>	<p>1.人権・男女共同参画の理解を促す教職員研修</p>	<p>人権・男女共同参画を推進していくための教職員研修を実施します。</p>	<p>指導課</p>	<p>A</p> <p>【担当課評価】教職員の研修：2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度浦安市学校人権教育研修会において「人権意識の向上をめざした授業プラン」をテーマに教職員の人権意識向上を図る研修会を実施した。 ・平成25年度浦安市2・3年目教員研修では、「デートDV」についての研修会を実施した。 <p>【事業実施上の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「デートDV」の研修会は、平成25年度から2・3年目教員研修に位置づけたため、それ以前に研修を受講した教職員やこの研修が始まる以前の採用教職員への周知をしていく必要がある。 <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権や男女共同参画を推進するための研修会を継続して実施していく。 ・「デートDV」防止に関する研修会を、2,3年目研修に位置づけることで教職員への意識づけと理解を広めていく。
------------------------------------	------------------------	-------------------------------	--	------------	--

課題2 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当課	実施区分	事業実績
1. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します	①事業所におけるワーク・ライフ・バランスの普及・啓発推進	1. 次世代育成法の普及・啓発	事業者が両立支援のための環境整備等を行うことを定めた次世代育成法の普及に向け啓発を行います。	商工観光課	A	<p>【担当課評価】啓発を行う：2</p> <p>【方法／手段】 広報うらやす（ホームページ）に掲載し、事業主に啓発及び関係機関パンフレットを商工観光課窓口に設置</p> <p>【回数／期間／開始時期】 広報（ホームページ）：随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員いきいき!元気な会社宣言企業の募集（千葉県商工労働部雇用労働課） ・ポジティブ・アクション推進企業、ファミリー・フレンドリーな企業を募集（千葉労働局雇用均等室） ・6月は「男女雇用機会均等月間」です（厚生労働省雇用均等・児童家庭局） <p>パンフレット設置：通年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両立支援総合サイト「両立支援のひろば」をご存じですか？（厚生労働省） ・社員いきいき!元気な会社宣言企業の募集（千葉県商工労働部雇用労働課） ・「ポジティブアクションを推進している企業」「ファミリー・フレンドリーな企業」を表彰します。（厚生労働省雇用均等・児童家庭局 都道府県労働局雇用均等室） ・「一般事業主行動計画」の届出はお済ですか？（千葉労働局雇用均等室） など <p>【次年度以降の事業の方向性】 企業が、ワーク・ライフ・バランスの重要性、手法について理解を深め、雇用環境の整備を行い、働く男女が安心して働き続けられるよう、今後も引き続き関係機関と連携し、パンフレットの設置や情報提供を行なっていく。</p>

1. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します	①事業所におけるワーク・ライフ・バランスの普及・啓発推進	2. 男性の育児・介護休業取得向上に向けた普及・啓発	市内事業所の男性の育児・介護休業取得向上を目指し啓発を行います。	商工観光課	A	<p>【担当課評価】啓発を行う：2</p> <p>【方法／手段】 広報うらやす（ホームページ）に掲載し、事業主に啓発及び関係機関パンフレットを商工観光課窓口に設置</p> <p>【回数／期間／開始時期】 広報（ホームページ）：随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員いきいき!元気な会社宣言企業の募集（千葉県商工労働部雇用労働課） ・ポジティブ・アクション推進企業、ファミリー・フレンドリーな企業を募集（千葉労働局雇用均等室） <p>パンフレット設置：通年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両立支援総合サイト「両立支援のひろば」をご存じですか？（厚生労働省） ・社員いきいき!元気な会社宣言企業の募集（千葉県商工労働部雇用労働課） ・「ポジティブアクションを推進している企業」「ファミリー・フレンドリーな企業」を表彰します。（厚生労働省雇用均等・児童家庭局 都道府県労働局雇用均等室） ・「一般事業主行動計画」の届出はお済ですか？（千葉労働局雇用均等室） など <p>【事業実施上の課題】 企業に向けたワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を推進するものであり、特段課題は生じていない。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 企業が、ワーク・ライフ・バランスの重要性、手法について理解を深め、雇用環境の整備を行い、働く男女が安心して働き続けられるよう、今後も引き続き関係機関と連携し、パンフレットの設置や情報提供を行なっていく。</p>
	②市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1. 育児・介護休業制度等の周知徹底、超過勤務等の見直し	育児・介護休業制度、年次有給休暇制度の利用促進と超過勤務を見直します。	人事課	A	<p>【担当課評価】 育児，介護，休暇制度の促進：2 超過勤務の見直し：2 国や県からの照会の有無の確認及び他市町村の状況把握を行い、情報媒体にて周知を行った。また、時間外勤務の縮減について通知を行った。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 引き続き、事業に取り組む。</p>
		2. 男性の育児・介護休業取得率の向上に向けた普及・啓発	男性職員が育児・介護を担えるよう育児・介護休業制度取得を向上させます。	人事課	A	<p>【担当課評価】 育児・介護休業取得向上：2</p> <p>①育児休業の新規取得者 33人中 女性32人 ・男性1人(7日間)</p> <p>②介護休暇取得者 1人 情報媒体にて周知を行った。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 引き続き、事業に取り組む。</p>
	3. 育児・介護休業取得率の公表	男女別の育児・介護休業取得率を公表します。	人事課	A	<p>平成24年度地方公共団体の勤務条件調査に関する調査にて県に報告を行った。その後、総務省にて結果の公表を行う予定。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 引き続き、事業に取り組む。</p>	

2.就業継続 に向け保育 や子育てを 支援します	①男女が共に 就業継続できる 育児支援の充 実	1.保育事業の充 実	施設の整備、 産休明け保 育、延長保育、 病後児保育、 一時預かり、保 育ママ事業を 実施します。	保育幼稚 園課	A	<p>【担当課評価】延長保育・一時預かり・産休明け保育・病後児保育・保育ママ事業：2 施設の整備については、新規に開園した保育園はないが、既存施設の維持補修を実施し、保育環境の向上に努めた。また、男女共同参画社会の実現に向けて、働く男女が仕事上の責任と子育て、介護などの家庭的責任を両立できる体制を整備・充実することにより、多様化する保育ニーズに対応した。</p> <p>【事業実施上の課題】 現在、新規に保育園を開園、あるいは事業を実施する際には保育士の確保が課題である。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 平成26年度においては、(仮称)明海南こども園の整備や、北栄地区に認可保育園の整備を行い、さらに、認可外保育施設3園を認可保育園に移行する事業に取り組む。</p>
		2.幼稚園での育 児支援	預かり保育の 充実を図りま す。	保育幼稚 園課	A	<p>【担当課評価】保育の拡充：2 明海幼稚園の定員を35人から50人に拡充した。年間延べ利用者数についても42,366人(24年度)から42,730人(25年度)と多少ではあるが伸びている。</p> <p>※公立幼稚園6園(若草・みなみ・北部・舞浜・美浜北・明海)で実施。全体の定員250名。</p> <p>【事業実施上の課題】 預かり保育に関わる臨時指導員の確保が課題である。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 平成26年度については、利用状況を見ながら実施園や定員の拡充について検討を図っていく。</p>
		3.児童育成クラ ブ事業の充実	児童育成クラ ブの充実を図り ます。	青少年課	A	<p>【担当課評価】育成クラブの充実：218クラブ37施設、入会児童数1,768人(H25.5.1現在)保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童(定員に余裕がある場合のみ4年生)と療育手帳等の交付を受けている特別な支援を必要とする6年生までの児童を対象に、入会要件を満たす場合において、放課後等の時間帯に家庭に代わる生活の場を提供し、遊び及び生活を通じてその健全な育成を図った。</p> <p>【事業実施上の課題】 入会児童数の増加や、特別な支援が必要な児童の増加に対応した受入れ体制の確保をはじめ、子ども達の良好な生活環境の確保や開所時間延長等が課題である。さらに児童福祉法の改正に伴う対象者の拡大や厚生労働省令において「1施設おおむね40人以下」と示されたことに伴い、小学校の余裕教室等の活用にあたって関係機との調整が必要不可欠である。また、小学校の余裕教室等の活用ができない場合には、新たな分室の整備について検討が必要となる。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 今後、平成27年度をピークに入会需要は減少していくことが想定されるが、余裕教室等の活用や、放</p>

2.就業継続 に向け保育 や子育てを 支援します	②家庭・地域で 担う子育て支援 の推進	1.地域での子育て 支援	子育て家庭支 援者養成講 座、ファミリー サポートセン ター事業を実施 します。	こども家庭 課	A	<p>課後異年齢児交流促進事業、児童センター事業、公民館事業等の充実により、児童の居場所を確保していく必要があると考えている。</p> <p>【担当課評価】 養成講座の開催・ファミリーサポートの実施：2 （子育て・家族支援者養成講座） 子育て・家族支援者養成講座3級8期及び2級7期を開催し、子育て支援者の養成を実施した。 その結果、平成25年度については3級認定者38名、2級認定者22名が誕生した。この認定者は、地域における子育て支援活動を担い、市事業や民間団体の事業などに自発的に携わっていただいている。 （ファミリー・サポート・センター） ファミリー・サポート・センター事業を浦安市社会福祉協議会に委託し、子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方による会員組織を運営しました。会員数及び会員派遣件数は以下のとおり。 ・まかせて会員 299人 おねがい会員 1,756人 どちらも会員 229人 合計 2,284人（平成25年度） ・活動実績(延べ件数) 5,180件</p> <p>【事業実施上の課題】 子育て・家族支援者養成講座については、受講者が認定後に活動される場のさらなる確保が今後も必要となる。また、 ファミリー・サポート・センター事業については、平成27年度から開始される子ども・子育て支援新制度の1事業として組み込まれており、今後、更なる会員数の増加や利用性の向上などが課題となる。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 引き続き実施する。</p>
						2.多様なニーズ にあわせた子育て 支援
		こども家庭 支援セン ター	A	<p>【担当課評価】 エンゼルヘルパーの実施：2 エンゼルヘルパー派遣 派遣世帯数 240世帯 派遣延回数 1,385件</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 継続実施</p>		

<p>2.就業継続に向け保育や子育てを支援します</p>	<p>②家庭・地域で担う子育て支援の推進</p>	<p>3.小学生の放課後居場所づくりの充実</p>	<p>小学校での放課後異年齢児交流促進事業、青少年館での居場所づくり事業を実施します。</p>	<p>青少年課</p>	<p>【担当課評価】 放課後異年齢児交流促進事業・居場所づくり：2 ・放課後異年齢児交流促進事業では、学校施設等を利用して安全で安心な遊び場を提供するとともに、異年齢の子どもたちの交流や体験活動を通して、子どもたちの創造性や自主性、社会性を育んだ。 ・青少年館では、青少年の交流や仲間づくりの場として、自発的な学習や趣味のほかスポーツ、音楽等の体験活動を実施し青少年の健全育成を図った。 放課後異年齢児 利用児童数（1年～6年生） 43,311人 青少年館 利用数 45,980人 【事業実施上の課題】 放課後異年齢児交流促進事業は全小学校地区での実施を目指しており、小学校の余裕教室等を活用するために関係機関との調整が必要となる。既に実施している5ヶ所では利用者数が伸び悩んでいることから児童が体験できるプログラムの種類や質の向上、運営体制の充実やアシスタントのレベルアップといった見直しが必要である。青少年館では中学生と高校生の利用率が低いことからプログラムの種類や質の向上が必要である。 【次年度以降の事業の方向性】 次年度以降の放課後異年齢児交流促進事業は、「放課後児童の支援の在り方検討会」での検討をもとに、余裕教室等の状況により常設か長期休業中（夏休み等）かを見極めて拡充を進める。また、指導者の研修や情報の共有を図りアシスタントのレベルアップを図るとともに、運営体制は民間事業者への委託を視野に検討を進める。 青少年館は、合計利用者は年々増加していますが中学生や高校生のニーズを把握し、事業の充実を図る。</p>
<p>3.職場・家庭・地域への男女の平等な参画を支援します</p>	<p>①女性の再就職支援・キャリアアップの促進</p>	<p>1.再就職・キャリアアップに関する講座の開催</p>	<p>子育て・介護等により就労を中断した人への再就職講座を開催します。</p>	<p>商工観光課</p>	<p>【担当課評価】 再就職講座の開催：3 【方法／手段】女性の再就職や職業能力の開発支援などを行うため、関係機関と共催でセミナーを開催 【回数／期間／開始時期】 ・中高年の再就職支援セミナー及び出張就労相談会平成25年11月1日（金）実施セミナー受講者：20名（うち、女性13名）、個別相談件数：2件（うち、女性2名） 【事業実施上の課題】 キャリアアップの促進に関する方法・手段に関しては職業訓練の情報を提供している。「千葉県ジョブサポートセンター」のリーフレットを再就職支援セミナーで配布した。多種多様な就業ニーズを踏まえ再就職を希望される方が就職しやすい雇用システムの構築や、女性の能力が十分に発揮できる環境づくりが必要である。 【次年度以降の事業の方向性】 今後も関係機関と連携しセミナーを行い、女性の職業能力の開発と自分に合った働き方の支援を推進していく。</p>

3.職場・家庭・地域への男女の平等な参画を支援します	①女性の再就職支援・キャリアアップの促進	1.再就職・キャリアアップに関する講座の開催	子育て・介護等により就労を中断した人への再就職講座を開催します。	公民館	A	<p>【担当課評価】</p> <p>再就職・キャリアアップ講座の開催：2 (中央公民館)キャリアアップ講座「話し合いのコツをつかむ!ファシリテーター養成講座」全4回 述べ62人 (当代島公民館)女性のための再就職応援セミナー 全1回 延べ12人 【事業実施上の課題】全4回では学びきれないため、中級講座を行い定着させる必要がある。 【次年度以降の事業の方向性】 ・キャリアアップだけでなく、地域活動にも活かしていくための事業を検討していく。</p>
				女性プラザ	A	<p>「インフォメーションカフェⅠ 知って得!パート・派遣契約で働くための基礎知識」 1回 参加者 20人 【次年度以降の事業の方向性】 商工観光、公民館と連携を図っていく。</p>
	2.起業等多様な働き方の普及・啓発	就労の機会を広げるための啓発として、創業セミナーを実施します。	商工観光課	A	<p>【担当課評価】 創業セミナーの実施：3 【方法/手段】 女性の再就職や職業能力の開発支援などを行うため、関係機関と共催でセミナーを開催。 【回数/期間/開始時期】 ・創業支援セミナー 8月24日(土)、8月31日(土)、9月7日(土)、9月14日(土)の4日間実施 セミナー受講者：34名(うち、女性14名) 【事業実施上の課題】 多種多様な就業ニーズを踏まえ、再就職を希望する方が就職しやすい雇用システムの構築や、女性の能力が十分に発揮できる環境作りが必要である。 【次年度以降の事業の方向性】 関係機関と連携しセミナーを行い、女性の職業能力の開発と自分に合った働き方の支援を推進していく。</p>	

		<p>1. 労働・社会保険相談の充実</p>	<p>職場での不平等の解消や社会保険への加入等、専門家の相談事業を実施します。</p>	<p>商工観光課</p>	<p>【担当課評価】 相談の実施：2 【方法／手段】 毎月2回、労働・社会保険相談を実施 【回数／期間／開始時期】 相談内容：年金、健康保険、雇用・労働に関する事 相談日：毎月第2火曜日・第3木曜日 対象者：市内在住・在勤の方 周知方法：毎月1日号の広報、市ホームページに相談日を掲載 商工観光課窓口や求職者が多く訪れる地域職業相談室、市内関係機関にチラシを設置（平成25年度実績）相談件数：25件（うち女性の相談16件）相談内容：年金1、社会保険1、労働問題2、その他21（労災、雇用保険、退職手続など） 【事業実施上の課題】 相談者の6割は女性であり、働き方（フルタイム、パートタイム、在宅勤務、派遣労働等）の多様化に伴い相談内容も多種多様になっている。 【次年度以降の事業の方向性】 雇用の場における性別による不平等の解消や、働く男女が安心して働きやすい環境を確保し、様々な相談内容に対応できるよう充実を図り、今後も相談事業を継続していく。</p>
<p>3. 職場・家庭・地域への男女の平等な参画を支援します</p>	<p>②就業・職場環境・社会保険等に関する相談・情報提供の充実</p>	<p>2. 労働に関する専門相談の周知</p>	<p>労働に関する相談機関の周知をします。</p>	<p>商工観光課</p>	<p>【担当課評価】 相談の周知・情報提供の充実：2 【方法／手段】 商工観光課窓口や、求職者が多く訪れる「浦安市地域職業相談室」に関係機関の冊子等を設置するとともに、広報うらやす（ホームページ）に掲載 【回数／期間／開始時期】 広報うらやす（ホームページ）：随時 ・労働・社会保険相談 ・労災職業病なんでも相談会 ・労働条件をめぐるトラブルでお困りの方へ（個別的労使紛争のあっせん） パンフレット設置：通年 ・個別的労使紛争のあっせん（千葉県労働委員会） ・労働保険・社会保険無料相談（浦安市） ・ご存じですか？労働審判制度（最高裁判所） ・雇用関係のトラブルを解決したい方のために一裁判所の手続（最高裁判所） ・紛争解決援助制度のご案内（厚生労働省都道府県労働局雇用均等室） など 【事業実施上の課題】 就業・職場環境・社会保険等に関する相談・情報提供の充実を図るものであり、特段課題は生じていない。 【次年度以降の事業の方向性】 雇用の場における性別による不平等の解消や、女性にとって働きやすい環境を確保し、働く男女が安心して働き続けられるよう、今後も引き続き関係機関と連携し、パンフレットの設置や情報提供を行っていく。</p>

3. 職場・家庭・地域への男女の平等な参画を支援します	②就業・職場環境・社会保険等に関する相談・情報提供の充実	3. 労働に関する法律、制度の周知	パートや派遣等の労働に関する法律や育児・介護休業制度、社会保険制度の周知をします。	商工観光課	A	<p>【担当課評価】 法律・制度の周知：2</p> <p>【方法／手段】 商工観光課窓口や、求職者が多く訪れる「浦安市地域職業相談室」に関係機関の冊子等を設置するとともに、広報うらやす（ホームページ）に掲載</p> <p>【回数／期間／開始時期】 広報うらやす（ホームページ）：随時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働・社会保険相談 ・社員いきいき!元気な会社宣言企業の募集（千葉県商工労働部雇用労働課） ・千葉県の最低賃金が改正されました（千葉労働局） ・6月は「男女雇用機会均等月間」です（厚生労働省雇用均等・児童家庭局） など <p>パンフレット設置：通年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法 育児・介護休業法のあらまし（厚生労働省雇用均等・児童家庭局／都道府県労働局雇用均等室） ・両立支援総合サイト「両立支援のひろば」をご存じですか？（厚生労働省） ・労働保険・社会保険無料相談（浦安市） ・紛争解決援助制度のご案内（厚生労働省都道府県労働局雇用均等室） など <p>【事業実施上の課題】 就業・職場環境・社会保険等に関する相談・情報提供の充実を図るものであり、特段課題は生じていない。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 雇用の場における性別による不平等の解消や、働く男女が安心して働き続けられるよう、今後も引き続き関係機関と連携し、パンフレットの設置や情報提供を行なっていく。</p>
		4. 介護保険制度の周知	介護しながら就労継続ができるよう介護保険制度の周知をします。	介護保険課	A	<p>11月11日は「介護の日」に合わせて、認知症の方々を支える介護サービスである「地域密着型サービス」について、認識と理解を深めることを目的に新浦安駅周辺でキャンペーンを行った。（マスク・ティッシュ・地域密着型サービスパンフレット1,000部を配布）</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 高齢化社会を迎えていく上で、介護認定者も増加傾向が予測されるため、今後も継続的に介護保険制度の周知を図っていく。</p>

3. 職場・家庭・地域への男女の平等な参画を支援します	③男女が共に家庭・地域での役割を担うための啓発の推進	1. 出産準備・乳幼児の育児に関する講座	夫婦で参加する育児に関する講座を開催します。	健康増進課	A	<p>平成25年度 妊婦実人数：311人・延べ人数：835人（月平均29人） 平成25年度 父親実人数：256人・延べ人数：256人 （対象：※初妊婦734名 参加率：42.4%） 初めて出産を迎える夫婦に対し、出産・育児の知識の提供、夫婦で協力していけるようなきっかけ作り、友達づくりを目的とする。</p> <p>【事業実施上の課題】 実績については母子健康手帳交付数の減少及び対象者である初妊婦における講座参加の低下が見られる。講座参加率低下の原因として、勤労妊婦の増加が考えられる。就労中の妊婦が参加しやすい方法の周知（月またぎの参加、三回目土曜のみの参加など）を徹底する必要がある。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 基本的な内容・実施方法は同じ。最新の情報を踏まえた内容を実施予定。</p>
		2. 子育てに関する情報冊子の発行	市民との協働による子育てハンドブックを作成します。	こども家庭課	A	<p>【担当課評価】 ハンドブックの作成：2 ・子育てハンドブックの作成子育てに関する行政情報誌として、子育て中及び妊娠中の方に見ていただくことを目的に7,000部発行した。また、市民公募による「子育てエピソード」を募集し、応募の中から6件のエピソードを冊子に掲載した。</p> <p>【事業実施上の課題】 子育てハンドブックは、少子化対策事業や子育て支援事業には欠かせない冊子であることから、引き続き内容の充実にも努めるとともに、冊子作成に市民がより深く携われるよう取り組む必要がある。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 引き続き実施</p>

3. 職場・家庭・地域への男女の平等な参画を支援します	③ 男女が共に家庭・地域での役割を担うための啓発の推進	3. 家事・育児・介護に関する講座	男性が家庭での役割を担うために役立つ講座を開催します。	公民館	A	<p>【担当課評価】 家事・育児に関する講座の実施：2 (中央公民館) 「ママにやってあげたい!!癒しのリンパマッサージ」全1回 8人 (中央公民館) うらやす子育てミーティング「素敵なパパママになろう」6回 のべ117人 (富岡公民館) 「男性のための簡単お手軽クッキング」全2回 延べ29人 (美浜公民館) ネット社会の落とし穴」全2回 のべ13人 (当代島公民館) 男性のための料理講座」全2回 のべ25人 (日の出公民館) 男性のための整理収納基本講座 全3回 のべ36人</p> <p>【事業実施上の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性の参加率が低く、申し込みも少ない。 ・子育て世代の男性の参加を取り組むための対策が必要。 ・男性の自立を促すことを目的にしているが、料理をつくるのがゴールとなってしまっている。 <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性が参加しやすいような講座を取り入れるなど検討していく。 ・男性の家事への参加意識の向上になるため継続していく。 ・男性の自立を促せるよう、家事全般の内容を増やし充実させる。
				女性プラザ	A	<p>男性を対象にした講座は服装の洗濯方法も含めコーディネートや関する内容で行ったが、介護や育児に関するテーマでは開催しなかった。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <p>H25年度は実施しなかったため、H26年度以降は開催したい。</p>
		4. 地域参画を推進するイベント等の開催	地域活動を支援、推進するためのイベント等を開催します。	協働推進課	A	<p>【担当課評価】 地域活動支援・地域活動推進：3 ※事業数が多いため主な事業を下記に記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動フェスティバル 参加団体：41 団体 来場者数：5,273 人 ・まちづくり講演会 来場者数：67 人 ・若者のための夏休みボランティア 2013 参加者数：209 人 <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <p>引き続き、地域活動を支援、推進するための事業を実施する。</p>

課題3 あらゆる分野に参画する機会の確保

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当課	実施区分	事業実績
1. 政策・方針決定過程 女性の参画を促進します	① 事業所における女性管理職登用の促進	1. ポジティブ・アクションの普及・啓発	市内事業者に向けて、ポジティブ・アクションの普及に向けて啓発を行います。	商工観光課	A	<p>【担当課評価】 ポジティブアクションの啓発：2</p> <p>【方法／手段】 広報うらやす（ホームページ）に掲載し、事業主に啓発及び関係機関パンフレットを商工観光課窓口に設置</p> <p>【回数／期間／開始時期】 広報（ホームページ）：随時 ・ポジティブ・アクション推進企業、ファミリー・フレンドリーな企業を募集（千葉労働局雇用均等室） ・6月は「男女雇用機会均等月間」です（厚生労働省雇用均等・児童家庭局） パンフレット設置：通年 ・「ポジティブアクションを推進している企業」「ファミリー・フレンドリーな企業」を表彰します。（厚生労働省雇用均等・児童家庭局 都道府県労働局雇用均等室） ・男女雇用機会均等法 育児・介護休業法のあらし（厚生労働省雇用均等・児童家庭局／都道府県労働局雇用均等室）</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 企業が、ポジティブ・アクションの重要性、手法について理解を深め、雇用環境の整備を行い女性管理職登用の促進に向けて、今後も引き続き関係機関と連携し、パンフレットの設置や情報提供を行なっていく。</p>
	② 市役所における男女共同参画の促進	1. 女性管理職登用率の把握・公表	管理職に占める女性の割合を把握・公表します。	人事課	A	<p>女性比率： 部長級 0%・次長級 0%・課長級 11%・課長補佐級 20%（H26.4.1 現在） 部長級 0%・次長級 3.3%・課長級 9.6%・課長補佐級 21.8%（H25.4.1 現在）</p>
		2. 性別によるかたよりのない職場環境の整備	職務分担のかたよりの是正、研修参加機会の均等、旧姓使用制度の周知等、職場環境の整備に努めます。	人事課	A	<p>職位に見合った男女間での格差の無い職務分担を行うよう所属長に対し指導。また、引き続き職員に対し、旧姓使用制度の周知。</p>

<p>1. 政策・方針決定過程 女性の参画を促進します</p>	<p>③教育現場における男女共同参画の促進</p>	<p>1. 管理職、主任等の性別によるかたよりの是正</p>	<p>校長、教頭や主任等の性別のかたよりを是正します。</p>	<p>学務課</p>	<p>A 小・中学校 ・校長・教頭・教務主任の女性の人数（人） H26(27校) 校長 5/教頭 8/教務主任 10 H25(26校) 校長 5/教頭 8/教務主任 8 ・中学校 H25(8校中) 女性校長 2人/女性教頭 1人 【事業実施上の課題】 校長、教頭（管理職）は県教育委員会の選考を経て登載されるものである。選考にあたっては本人の希望をもとに受験するもので、女性の希望者を増やしていくことが課題である。 【次年度以降の事業の方向性】 男女の別なく、適材適所への配置に努める。</p>
<p>2. 地域活動における男女共同参画の取り組みを支援します</p>	<p>①地域活動における男女共同参画の促進</p>	<p>1. 地域活動における性別のかたよりの改善</p>	<p>市民協同団体における代表・会員等の男女構成比の把握・公表をします。</p>	<p>協働推進課</p>	<p>A 市民活動センターの利用登録している市民活動団体の代表、会員数については男女問わず市民活動センターホームページ等にて公表している。 【事業実施上の課題】 男女比の関しては市民活動センター利用申請の要件に該当していないことから、団体に対して情報提供を求めにくい。 【次年度以降の事業の方向性】 市民活動センターに利用登録している代表者、会員数等、市民が団体に求める情報の開示に努める。</p>
<p>2. 地域活動における男女共同参画の取り組みを支援します</p>	<p>①地域活動における男女共同参画の促進</p>	<p>2. 市民活動団体に関する情報の収集・提供</p>	<p>男女共に市民活動への参加を促すため、市民活動センターを拠点として、情報の収集・提供をします。</p>	<p>協働推進課</p>	<p>A ・市民の自主的な公益活動を展開する市民活動団体を紹介し、市民活動の促進をより一層図ることを目的としたU活ニュースの発行（75,000部、市内全戸配布） ・市民活動センターの利用を促進（市民活動センター及びホームページ等で男女問わず市民活動への参加を促している） 【次年度以降の事業の方向性】 様々な広報媒体を活用し、男女問わず市民活動への参加を促す。</p>
<p>2. 地域活動における男女共同参画の取り組みを支援します</p>	<p>①地域活動における男女共同参画の促進</p>	<p>3. 自治会活動への参加促進</p>	<p>男女共に地域へ参画するため、自治会への加入を促進します。</p>	<p>地域ネットワーク課</p>	<p>A 【担当課評価】自治会加入の促進：2 ・転入者へ自治会案内のチラシの配布、また自治会連合会では、広報紙「うみかぜ」の発行とホームページを毎月更新する事により、自治会活動をPR、加入促進活動を展開している。 全戸配布 約 60,000部 H25年12月末の自治会加入率 51.6%（H24.6月末 52.6%）</p>

2. 地域活動における男女共同参画の取り組みを支援します	②男女共同参画の視点に基づく地域の取り組みへの支援	1. 市民参加による男女共同参画フォーラムの開催	市民と協働で男女共同参画フォーラムを開催します。	女性プラザ	A	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会：テーマ「男女共同参画社会の実現の先に～私たちの暮らしはどう変わる？」 講師 杉尾秀哉 (TBS 報道局解説・専門記者室長) ・映画会：「ペアテの贈りもの」日本 2004 年 92 分) ・参加者：130 人 ・市民との協働では司会や受付に講座の受講生にお願いした。 <p>【事業実施上の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、参加者層の年齢が高いため、若い年代の集客が課題である。 【次年度以降の事業の方向性】 ・子育て世代のニーズを考慮し内容検討、実施方法、開催日等を検討し開催する。
		2. ネットワークづくりの促進	男女共同参画に関わる団体のネットワークづくりを支援します。	女性プラザ	A	<p>講座等の受講生等に呼びかけ等を行ったが、ネットワークまでは至らなかった。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き講座等の受講生等に呼びかけをする。 ・既存の団体等と協働でフォーラムなどを行う。
3. 審議会等における委員構成の男女比の適正化を図ります	①審議会等における委員構成の男女比の適正化	1. 委員の男女構成比の適正化	審議会等への女性の参画を促進し、男女比の適正化を図ります。	協働推進課	A	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等における女性委員の比率は3割以上と定めている ・各課に積極的な女性登用を促している。 (平成 26 年 3 月 1 日 現在) ①女性委員を含む審議会の割合 91.8% (前年度 90.2%) ②全委員に占める女性委員の割合 35.3% (前年度 37.45%) ③女性のいない審議会の数 4 (前年度 5) (平成 26 年 3 月 1 日 現在) 次年度以降も <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <p>審議会等の女性委員の構成比率を3割以上(浦安市市民参加推進条例施行規則第4条第3号)確保するとともに、更なる女性登用を促していく。</p>
		2. 公募による委員登用の拡大	審議会等への市民参加を促進し、公募委員の登用を拡大します。	協働推進課	A	<p>(平成 26 年 3 月 1 日 現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民公募を含む審議会等の割合 36.7% (前年度 37.3%) (審議会等総数 49 公募委員を含む審議会等 18) <p>【事業実施上の課題】 公募委員を含まない審議会等については、法令等に基づく場合や専門性が高いものとされており。新たな公募委員の登用については見込めない状況にある。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <p>「浦安市審議会等の委員選任に係る基準」に基づき、積極的な公募委員の登用について促していく。</p>

課題4 防災における男女共同参画の推進

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当課	実施区分	事業実績
1. 男女共同参画の視点を踏まえた防災体制を確立します	①男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化	1. 災害発生時における女性プラザ運用ガイドラインの策定	災害発生等緊急時における女性プラザ運用ガイドラインを策定します。	女性プラザ	B	ガイドライン作成にあたり防災課等、関連部署との連携を図ることが重要であるが、25年度は他部署との連携までには至らなかった。 【事業実施上の課題】 関連部署との連携をどう図るかが課題である。 【次年度以降の事業の方向性】 次年度以降も引き続き検討していく。
		2. 防災対策に向けた関連部署との連携	災害発生時女性プラザ運用ガイドラインの策定、運用等にあたり、関連部署との連携を図ります。	女性プラザ	A	・防災課の地域防災計画策定において、男女共同参画の視点を入れるにあたって意見をだした。 ・ガイドライン作成にあたり防災課等、関連部署との連携を図ることが重要であるが、25年度は他部署との連携までには至らなかった。 【事業実施上の課題】 関連部署との連携をどう図るかが課題である。 【次年度以降の事業の方向性】 次年度以降も引き続き検討していく。
		3. 地域防災計画の策定	男女共同参画の視点を踏まえ、あらゆる人に配慮した地域防災計画を策定します。	防災課	B	地域防災計画の改定素案の策定にあたり、平成25年5月に内閣府男女共同参画局が発表した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等を参考に検討した。 【次年度以降の事業の方向性】 平成25年度に策定した地域防災計画（素案）を基に、地域防災計画を策定する。 H26年度パブリックコメント実施
		4. 自主防災組織への支援の充実	地域の自主防災組織への女性の参画を促すとともに、支援を拡充し連携を図ります。	防災課	A	【担当課評価】 自主防災組織への女性の参画：2 支援を拡充し連携をはかる：2 H24年度から自主防災組織間の連絡調整・情報共有を目的とし、自治会において自主防災組織連絡協議会が設立され、当該、協議会の部会等において、男女の委員参加による意見交換が行われた。（計約160名の参加） 【次年度以降の事業の方向性】 継続事業

1. 男女共同参画の視点を踏まえた防災体制を確立します	①男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化	5. 女性消防団員参画の推進	地域で活動する消防団員への女性の参画を推進します。	消防本部 総務課	A	<p>【担当課評価】女性参画の推進：3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19回全国女性消防団員活性化ぎふ大会へ参加し、全国の女性団員の活動の視察及び情報交流をおこなった。また、平成26年度は、ちば大会の開催が決定し、開催地が浦安市となるため、会場視察等も実施した。（平成25年10月29日～30日5名参加） ・第21回全国女性消防操法大会へ出場し、47都道府県中6位優秀賞を獲得した。（平成25年10月17日開催、訓練期間平成25年2月～10月、訓練回数103回） ・女性消防団員の割合 149人中20人（13.4%） <p>【事業実施上の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半数以上の女性消防団員は、仕事と家庭を両立し活動に参加しているため、平日の週2回に実施していた操法大会への訓練の参加は困難であった。 <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <p>大きく変更することはないが、女性団員の意見を取り入れ、活動しやすい環境を整備していくことが重要と考えている。また活動内容については、女性団員会議にて新たな取り組み等も含め検討していただき、できるだけ要望に応じていきたい。</p>
	②男女が共に防災に参画するための啓発の促進	1. 東日本震災等に基づく講座の開催		自治会等に向け、東日本大震災等の被災体験に基づく講座を開催します。	防災課	B
2. 防災についての職員研修の実施			男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化のため、職員研修を実施します。	防災課	A	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害発生に備え、迅速かつ的確な災害応急活動の実効性を高めるため、平成26年3月12日に図上シミュレーション訓練（講義、グループワーク、図上シミュレーション）を課長職の男女職員124名の参加により実施した。
2. あらゆる人に配慮した防災体制を確立します	①あらゆる人に配慮した防災体制の整備	1. きめ細やかな広報活動の推進	防災情報や災害発生時緊急時における情報発信について、誰もが情報を受け取れるよう、きめ細やかな広報活動を推進します。	広聴広報課	A	<p>【担当課評価】広報活動の推進：2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報うらやす（日本語版・英語版・声の広報）、行政情報番組「こちら浦安情報局」、市ホームページ、重要なお知らせメールサービス、ツイッターなどさまざまな媒体を通じて情報を発信した。また、広報うらやすに関しては、より多くの方に情報が行き渡るよう平成25年12月1日号から新たに市内各老人クラブ会館などに広報紙を設置した。 <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <p>今後もより多くの方に情報が行き渡るよう情報媒体・伝達方法について検討していく。</p>

2. あらゆる人に配慮した防災体制を確立します	① あらゆる人に配慮した防災体制の整備	2. 外国人への情報提供の充実	防災情報や災害発生等緊急時における情報発信や相談窓口の設置について、外国人への対応の充実を図ります。	地域ネットワーク課	A	<p>地域防災計画の修正に伴い、概要及びマニュアル作りを行った。</p> <p>災害時の相談窓口設置・情報の収集と翻訳情報の取捨選択・被災状況把握・避難状況把握・避難所対応などの役割を洗い出し、地域防災計画（案）に反映した。</p> <p>【事業実施上の課題】 具体的な役割分担（いつまでに・誰が・何をするか）を明確にし、協力体制を築かなければならない。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 計画に則ったマニュアル作りを行う。</p>
		3. 支援が必要な高齢者・障がい者の把握	災害発生等緊急時において、支援が必用な人を把握します。	高齢者支援課	A	<p>介護保険課、障がい事業課、高齢者支援課の3課で災害時に支援が必要な人を把握するために災害時要援護者名簿の作成作業を行った。</p> <p>課ごとに対象者を分け、高齢者支援課では、①介護認定を受けていない ②障がい者手帳をもっていない ③65歳以上の高齢者のみで暮らしている方を対象に、民生委員の協力を得て全世帯に訪問調査を行い、災害時に支援が必要と思われる方に災害時要援護者としての登録の申請をしていただいた。</p> <p>【事業実施上の課題】 対象となる全世帯に訪問調査を行ったため、予想以上に多くの登録の申請があり、実際には、支援を必要としないと考えられる人も申請をしているため、実際の災害時にどの程度の役割を果たすことができるか、また有効に情報を利用できるかである。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 新規希望者をその都度登録していく。作成した名簿を有効活用できるようにしていく。高齢者支援課担当分の対象者の枠の変更や調査方法を含めて検討していく。</p>
				障がい事業課	A	<p>昨年度に引き続き、3課（障がい事業課、高齢者支援課、介護保険課）の情報を集約して災害時要援護者名簿を作成し、災害発生時において支援が必要な人を把握している。</p> <p>【事業実施上の課題】 3課（障がい事業課、高齢者支援課、介護保険課）の要援護者情報をとりまとめて要援護者名簿を作成しているところであるが、とりまとめ等の事務が煩雑であることや、ペーパーレスな情報管理、いざという時の情報活用という点からも、単体の要援護者用のシステムの導入などを今後検討していきたい。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 これまでと同様、年1回は名簿を更新していく。</p>

課題5 男女が共に安心して暮らせる環境の整備

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当課	実施区分	事業実績
1. 在住・在勤外国人が安心できる環境を整備します	①外国人のための生活情報の提供	1. 外国語による情報発信の推進	広報やホームページ等、外国語での情報発信をします。	広聴広報課	A	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月一回英字広報「City News うらやす」を発行し、各公共施設で配布したほか、日刊英字紙への折り込みをした。 ・市ホームページは英語、中国語、ハングルに対応している。 【次年度以降の事業の方向性】 市ホームページの対応言語を拡大予定している。
		2. 外国人相談窓口の充実	外国語で対応できる相談を実施し、女性の相談に関しては、「女性のための相談」と連携を図ります。	地域ネットワーク課	A	【担当課評価】 相談の実施：2 連携を図る：2 外国人相談窓口を設置し、在住外国人やそれにかかわる日本人の相談を受け付けた。（7ヵ国対応） また、相談が法的な支援が必要な場合には、法律相談や「女性のための法律相談」への案内や通訳も行っている。 その他、千葉県国際交流センターが実施する「外国人のための無料法律相談」の案内を行っている。 ・開設日：月～金（祝日除く）10：00～16：00（昼休憩1時間含む） ・場 所：市役所地域ネットワーク課 ・実 績：512件（25年度実績） ・体 制：アドバイザー3人を指定曜日で配置 【次年度以降の事業の方向性】 現状通り
	②多文化への理解を深めるための事業の実施	1. 国際交流の推進	国際センターを拠点として国際交流を推進します。	地域ネットワーク課	A	【担当課評価】 国際交流の推進：2 国際センターでは、指定管理者による自主事業のほか、登録団体による交流活動やサロンスペースにおける交流スペースを展開している。 センター利用者数は、38,626人で過去最高となった。自主事業として、月毎に各国の紹介を主とした展示を行っているほか、語学講座やワークショップ、講演会などを行い、市民への国際理解啓発を進めている。 【次年度以降の事業の方向性】 これまでの事業実施結果をもとに、効果のある事業は継続し、工夫が必要なものは改善を図る。 その他、これまで関わりのなかった、市関係機関と協力体制を築き、利用者のすそ野を広げていく。

1. 在住・在勤外国人が安心ができる環境を整備します	②多文化への理解を深めるための事業の実施	2. 国際社会理解講座の開催	多文化への理解を深めるための講座を開催します。	地域ネットワーク課	A	<p>【担当課評価】講座の開催：2 浦安在住外国人会との共催で「Our World Today; 英語による講演会」をシリーズ化し、毎年1回開催している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日 時：平成26年3月日（土）午後2時～4時 ・場 所：市民プラザ 大ホール ・講 師：Sudanese Community in Japan Sarra Eltayeb ・来場者：120人 ・内 容：アフリカ・スーダンの歴史・観光・文化・民族・人々の生活について、スーダン出身者が講演を行う。また、伝統的結婚式の実演や、スーダン式コーヒー、ヘナアート（スーダン式ボディ・ペインティング）、民族衣装の試着なども行った。 <p>【次年度以降の事業の方向性】 講座や講演会のような単発事業は、市民団体や国際センターで十分開催可能なため、このような関係団体の主催へシフトしていく。</p>
				公民館	A	<p>【高洲公民館】「韓国語講座」全8回 延べ98人</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 他の事業との均等性を図りながら検討をしていきたい。</p>
				市民大学	A	<p>「世界とつながる（‘We are with you.’）うらやすを創る」講座にてアジアとヨーロッパの文化交流やイスラムについて、アメリカの芸術振興の歴史についてなど、多文化への理解を深める内容を実施した。</p> <p>【事業実施上の課題】 事業実施上、当講座を実施している講師の都合上、今後長くは続かないと予想されており、後続の講師および講座内容の検討が課題となっている。</p>

<p>2. 若者の社会参画と自立を支援します</p>	<p>①若者へのキャリア形成の支援</p>	<p>1. 若年層の実態調査等の検討</p>	<p>アンケート調査等、実態調査について検討します。</p>	<p>商工観光課</p>	<p>【方法／手段】 市内高等学校（4校）新規学校卒業者の就職状況調査を実施したほか、いちかわ・うらやす若者サポートステーションによる出張就職相談会を開催した。 平成26年度からは、浦安市といちかわ・うらやす若者サポートステーションの共同実施により「若者向け就職相談」を開設し、市内若年層の実態について把握していく。 【回数／期間／開始時期】 市内高等学校（4校）新規学校卒業者の就職状況調査：年1回 出張就職相談会：年1回 平成26年3月1日（土）実施 相談件数6件 若者向け就職相談：月2回（平成26年度開設） 【事業実施上の課題】 市内のニートや引きこもりについては実態の把握が難しい。 【事業実施上の課題】 就業が困難な若年層を支援する取り組みを行うため、今後も引き続き、市内高等学校新規学校卒業者の就職状況調査を行っていくとともに、平成26年度からは、毎月2回「若者向け就職相談」を開設し若者の実態を把握していく。</p>
<p>3. ひとり親家庭の社会参画と生活を支援します</p>	<p>①自立のための生活支援の充実</p>	<p>1. ひとり親家庭への助成</p>	<p>生活支援のための助成を行います。</p>	<p>子ども家庭課</p>	<p>【担当課評価】助成の実施：2 ・児童扶養手当 18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童（20歳未満で中度以上の障がいのある方を含む）を養育している父または母、もしくは養育者（父母に代わって児童を養育している方）に支給しました。 延月人数9,776名 ・ひとり親家庭等医療費等助成事業 18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童（20歳未満で中度以上の障がいのある方を含む）を養育している父または母、もしくは養育者（父母に代わって児童を養育している方）に支給しました。 ※保険診療の範囲内のものに限る 受給者数1,038名 ・母子家庭住宅手当 20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭等で、賃貸住宅にお住まいの方（月額1万円を超える家賃を払っている方）に支給しました。 受給者数518名（H25年度末） ・交通遺児手当 交通事故により、ひとり親（重度の障がい者を含む）となった方に小学生以下が1人につき12,000円、中学生が1人につき15,000円支給しました。 対象児童数7名</p>

3. ひとり親家庭の社会参画と生活を支援します	①自立のための生活支援の充実	2. ひとり親家庭への相談の実施	専門家によるひとり親家庭への相談を実施します。	こども家庭支援センター	A	母子自立支援員（婦人相談員兼務2名）による電話及び面接相談を実施した。 ひとり親相談 ・実人数 144 人（母子家庭 139 人 父子家庭 5 人） ・延件数 1,506 件（母子家庭 1,500 件 父子家庭 6 件）
	②社会参画のための就労支援の促進	1. ひとり親家庭の保護者への就労支援	職業訓練情報の提供をし、就業支援講座を開催します。	こども家庭支援センター	A	【担当課評価】情報・講座の開催：2 母子家庭の母等の就労支援のためにパソコン講座及び就労支援講座を開催した。 働く方も参加しやすいようを様々な時間帯や曜日で実施した。 【参加実人数】 パソコン講座基礎コース 25 人 就労支援講座 12 人 【事業実施上の課題】 DV被害者の母子家庭の母がいることを考慮し、母子・父子同時参加事業は実施していない。
4. 高齢者や障がい者の社会参画と生活を支援します	①高齢者支援事業の推進	1. 高齢者への就労支援	シルバー人材センター等、高齢者の就労の場を確保し提供します。	高齢者支援課	A	平成25年度に浦安市シルバー人材センターが行った、高齢者の就労支援については、前年度に比べて就業延人員が5.1%増の3,896人日であった。 【事業実施上の課題】 会員の希望職種とセンターに依頼される職種とのミスマッチにより就業件数が伸び悩んでいる。 【次年度以降の事業の方向性】 働く意欲の高い会員を獲得するべく、センターのより積極的な普及啓発活動を実施していく。
		2. 高齢者に関わる相談の実施	介護保険制度の利用に関して、専門家による相談を実施します。	猫実地域包括支援センター	A	保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士等専門職による相談を受付した。 高齢者に関わる相談は、介護保険制度の利用に関する相談のみならず、相談内容が複雑なことも多く、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行っている。 【平成25年度猫実地域包括支援センター相談】 ・介護保険その他保健福祉サービスに関すること ・権利擁護（成年後見制度等）に関すること ・高齢者虐待に関すること （延べ件数 合計 3,341 件） 【次年度以降の事業の方向性】 引き続き、保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士等専門職による相談を実施する。

4. 高齢者や障がい者の社会参画と生活を支援します	②障がい者支援事業の推進	1. 障がい者への就労支援	ワークステーション等を中心に障がい者の就労の場を確保し提供します。	障がい事業課	A	<p>【担当課評価】 就労の場の確保・提供：3 ワークステーション内の福祉的就労施設、一般就労企業（特例子会社）については随時障がい者の受入れを行った。 就労支援センターでは、新たに30人の登録があり、28人が就職した。</p> <p>【事業実施上の課題】 障がい者の就労の場の確保及び場の提供を進めるとともに、障がい者就労に対する理解・啓発を進めていき、企業・福祉施設・学校・行政機関等による関係機関とのネットワークを深める必要がある。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 ワークステーション内の福祉的就労施設、一般就労企業（特例子会社）、就労支援センターで受け入れを行うとともに、障がい者就労に対する理解・啓発を進めていく。</p>
		2. 障がい児保育、教育の充実	保育園、幼稚園、小・中学校で障がい児への保育、教育の充実を図ります。	保育幼稚園課	A	<p>【担当課評価】 保・幼稚園の障がい児への教育の充実：2 公設公営保育園7ヶ所で支援が必要な児童30名に対して21名の非常勤保育士を配置し、安全に保育を行った。また、市内14ヶ所の幼稚園でも心身障がい児教育を行った。支援を必要とする幼児の学習・保育の補助及び3歳児クラスの運営補助のため、幼稚園教諭免許所有者を非常勤職員として56名を雇用した。</p> <p>【事業実施上の課題】 補助が必要なこどもの次年度の予想が立てにくく、保育士及び幼稚園教諭の確保が難しく適正な配置ができないことが多い。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 引き続き、個々の幼児に応じた学習活動上の補助及び園児の安全確保を行っていく。</p>

<p>4. 高齢者や障がい者の社会参画と生活を支援します</p>	<p>②障がい者支援事業の推進</p>	<p>2. 障がい児保育、教育の充実</p>	<p>保育園、幼稚園、小・中学校で障がい児への保育、教育の充実を図ります。</p>	<p>指導課</p>	<p>【担当課評価】 小・中学校の障がい児への教育の充実：2 ・保育園、幼稚園、小・中学校を訪問し、職員に対し対象児の園・学校生活の充実に向けた助言を行った。 ・個別の指導計画や個別の支援計画作成に関する支援を行った。 ・就学説明相談会を実施し、保護者と就学にかかわる相談を継続的に行うとともに、電話や面談で保護者や教職員と特別支援教育にかかわる相談も行った。 ・小・中学校に心身障がい児補助教員、心身障がい児支援員を配置した。 ・特別支援学級担任、通級指導教室担当者、特別支援教育コーディネーター、心身障がい児補助教員、心身障がい児支援員を対象に研修会を実施した。 ・小・中学校の特別支援学級に備品や設備を整えた。 ・教職員向けに特別支援教育に関するリーフレットを作成した。 【事業実施上の課題】 ・対象となる子ども一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、より個に応じた保育、教育を実施していくこと。 【次年度以降の事業の方向性】 ・一人一人の教育的ニーズに応じた障がい児への保育、教育の充実を図っていく。</p>
----------------------------------	---------------------	------------------------	---	------------	--

課題6 性への理解と生涯を通じた健康の支援

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当課	実施区分	事業実績
1. 互いの性を尊重する意識づくりに取り組みます	①互いの性への理解促進	1. 性差医療の普及・啓発	女性外来等性差医療の普及に向け啓発を行います。	女性プラザ	A	<ul style="list-style-type: none"> ・25年度は関連図書資料を購入した。 【次年度以降の事業の方向性】引き続き、図書や新聞記事での情報収集し、提供していくが、情報誌やHP等で情報提供して行く必要がある。また、関連部書と連携を図っていきたい。
		2. リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及・啓発	性の自己決定等リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ普及に向け啓発を行います。	女性プラザ	A	<ul style="list-style-type: none"> ・関連図書の購入 ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する新聞記事等のクリッピングを行った・リプロダクティブ・ヘルス／ライツは性暴力も含まれることから、女性プラザとしては、男女共同参画ニュース「うらやすP-Life」で、デートDVを特集をした。 【事業実施上の課題】リプロダクティブ・ヘルス／ライツを伝える事は難しく、従来の啓発では十分な啓発とは言えない。 【次年度以降の事業の方向性】男女共同参画ニュース「うらやすP-Life」の特集や図書資料、講座等で啓発していく。
	②多様な性への理解促進	1. 性的少数者への理解促進	性同一障がい等性的少数者への理解を促進する情報提供等を行います。	女性プラザ	A	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞記事等のクリッピングを行ったが、積極的に情報提供までには至らなかった。 【事業実施上の課題】LGBTについては人権啓発にも関係することから、十分に容を精査したうえで、情報発信する必要がある。 【次年度以降の事業の方向性】 <ul style="list-style-type: none"> ・HPや情報紙「うらやすP-Life」等を通じて理解の啓発を行う。 ・図書資料を積極的に購入する。
2. 生涯にわたる健康づくりを支援します	①女性の健康づくりへの支援	1. 健康診断受診等の促進	女性の健康診断受診の促進等、健康づくりを支援します。	健康増進課	A	<ul style="list-style-type: none"> 【担当課評価】健康づくりへの支援：2 ・男女問わず受診者全員に受診勧奨目的の個別通知を送付し広く周知した。（40歳以上の男女） ・平成25年度受診率の実績は、男性44.2%に対し女性は47.5%であった。（平成24年度 男性39.3% 女性46.6%）

2. 生涯にわたる健康づくりを支援します	①女性の健康づくりへの支援	2. 女性特有がん検診受診の促進	乳がん、子宮がんに関する周知、検診の促進をします。	健康増進課	A	<p>【担当課評価】乳がん・子宮がんの受診・促進：2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者への個別通知や広報・ホームページの掲載等で、女性がんに関する周知、受診勧奨を実施した。 ・女性向けのチラシを作成し、乳幼児の健診や出前講座など他の事業で周知を実施した。 ・国の補助事業を活用し、対象者に無料クーポン券を郵送した。乳がん検診（マンモ 16.5%エコー 18.0%）子宮がん検診（31.8%） <p>【事業実施上の課題】 周知は実施しているが、受診率向上までむすびついていない。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 受診率向上にむけて、周知方法を検討する。</p>
	②妊婦や乳幼児の保護に関する取り組みの充実	1. 妊娠・出産に関わる相談の実施	専門家による妊娠・出産に関わる相談を実施します。	健康増進課	A	<p>【担当課評価】妊娠・出産の相談の実施：3</p> <p>母子・父子健康手帳交付事業：交付する際は、窓口において保健師・助産師が面接を行い、母子保健の正しい知識を普及することにより、妊婦・乳幼児の健康の維持・増進を図る。平成25年度より、母子健康手帳交付時に、父子健康手帳を配布している。父親になる者に対し、子育てへの参加を促すことはもちろん、子どもの成長発達には、家族が健康であることが前提であると考え、父親自身の健康増進に対する意識を啓発する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳総交付数 1,507件 ・父子健康手帳配布数 1,608件 <p>【事業実施上の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口での面接時に把握したハイリスク者(若年妊婦・未婚者など)については個別対応をしているが、より早期に対応できるように地区担当保健師に引き継いでいく必要がある。 <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスク妊婦については、地区担当保健師が円滑に把握できることを検討し、母子健康手帳交付を機に、妊娠中の関わりがスムーズにでき、その後の出産、子育てへの継続的なフォローができるよう努めていく。 ・日曜開庁業務：日曜日の妊娠届出者は増加の傾向であり、市民に定着してきている。夫婦での来庁や、勤労妊婦、経妊婦などには特に利用しやすいため、引き続き次年度以降も日曜開庁業務を実施していく。 ・父子健康手帳：両親学級などで父親に対し、父子健康手帳を用いながら子育てへの参加と父自身の健康増進に対する意識向上を促していく。内容についても、父が参加できる事業や遊び場の紹介など、内容も工夫していく。 ・「子育てケアプラン」をH26年中には開始予定。妊娠・出産、子育てにわたる切れ目のない支援をこども家庭課と連携しながら検討していく。

2. 生涯にわたる健康づくりを支援します	②妊婦や乳幼児の保護に関する取り組みの充実	2. 妊婦への健康講座の開催	妊婦の健康に関わる講座を開催します。	健康増進課	A	<p>妊婦健康講座： 医師講義 計6回（小児科医師講義3回、産婦人科医師3回） 参加者計 122名 （初産婦99名、経産婦16名、パートナー6名）</p> <p>【事業実施上の課題】 H25年度も前年度と同様、小児科・産婦人科医師の講義を隔月で実施した。 以前より妊婦健康講座はパートナーも受講できるが、平日の実施であること、事業の特性からパートナーとの参加も少ない。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 講座案内には前年度と同様、パートナーも参加できることを周知していくことや、パートナーも妊娠・出産時に具体的にサポートできるような視点で講義が聞けるよう、周知の仕方や講座の内容を工夫していく。</p>
		3. 新生児・妊婦訪問の実施	専門家による新生児・妊婦訪問を実施します。	健康増進課	A	<p>（実人数を計上、生後4か月未満児） 新生児訪問：1,255件 妊産婦訪問：1,271件</p> <p>【事業実施上の課題】 この時期の家庭訪問は、母子関係の早期確立、育児不安の軽減、虐待予防の点からも重要である。そのため、ニーズに応じ、早期に訪問していくことが課題である。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 少子高齢化、出産の高年齢化などに伴い、家庭機能の変化も目覚ましい。社会資源の活用も含め、訪問指導の質の向上も高めていく必要がある。社会の変化に柔軟に対応できる訪問指導を展開していく。</p>

<p>2. 生涯にわたる健康づくりを支援します</p>	<p>②妊婦や乳幼児の保護に関する取り組みの充実</p>	<p>4. 育児に関わる相談の実施</p>	<p>専門家による育児に関わる相談を実施します。</p>	<p>健康増進課</p>	<p>A</p> <p>①育児相談事業：実施回数 全 24 回 実施会場：健康センター12回、中央公民館 4 回、堀江公民館 4 回、日の出公民館 4 回 参加者：実人数 475 人、延べ人数 1,371 人 ②離乳食クラス事業：実施回数 全 12 回 実施会場：健康センター 対象者 1,383 人中参加者 728 人 【事業実施上の課題】 ①、②の事業はどちらも性別に関係なく、誰でも相談できる事業として周知しているが、主保育者が母親であることが多いこと、平日に開催している事業であることから、母親からの相談が圧倒的に多く、父親からの相談、参加が少ない。父親からの相談も受け付けている開かれた事業であることを周知していく必要がある。 【次年度以降の事業の方向性】 ②の離乳食クラス事業では、H24 年度まで男児・女児は別の色の名札シールで色分けしていたが、H25 年度から男児・女児ともに共通の色とし、色で性別がイメージしにくいよう「緑」色の名札シールに統一した。次年度も継続し、性別を意識助長しない内容に考慮していく。 ・①、②の事業について、父子健康手帳交付時、ウェルカムベビークラスにパートナーが参加している時などに、誰でも参加できる事業であることをPRすることや、父子健康手帳交付事業担当と協力し、パートナーが参加できる事業（育児相談、電話相談、離乳食クラスなど）や遊び場の紹介など内容を検討していくことなど、性別に関係なく、子育てをする保育者として開かれた事業であることを周知していく。</p>
	<p>③ライフステージを踏まえた健康づくりの支援</p>	<p>1. 更年期に関する啓発活動の実施</p>	<p>更年期に関する理解を深めるための啓発活動を実施します。</p>	<p>健康増進課</p>	<p>A</p> <p>【担当課評価】啓発：2 女性のための元気アップセミナーを開催した。 （2回1コース） ①平成 25 年 9 月 12 日（木）・9 月 20 日（水）13:00～15:30 ・医師講話、健康推進員による女性におすすめのおやつ提供 ・保健師講話、消しゴムはんこ作り ②平成 26 年 2 月 14 日（金）・2 月 21 日（金）10:00～12:00 ・保健師講話、健康推進員による女性におすすめのおやつ提供 ・ヨガ講師による運動指導 【事業実施上の課題】 広報やちらしの配布により周知を行ったが、対象者が仕事や育児で忙しい年代であるため、申込者が少なかった。 【次年度以降の事業の方向性】 子育て世代の参加を促すため、保育付きの形態も考え、母子保健事業に参加している母親への周知を検討していく。</p>

2. 生涯にわたる健康づくりを支援します	③ライフステージを踏まえた健康づくりの支援	2. メンタルヘルスサポートの推進	うつ病予防等、メンタルヘルスに関する事業を実施します。	健康増進課	A	<p>【担当課評価】メンタル事業の推進：3 ゲートキーパー養成講座を開催し、一人でも多くの人が、ゲートキーパーとしての意識を持ち、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことを目的とした。支援者の質の向上として、研修会を開催した。相談の機会として、医師や弁護士による相談会を夜間実施した。また、いのちとこころの支援イベントを実施し、正しい知識などの普及に努めた。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】ゲートキーパー養成講座等を通して、一人一人の意識の向上や知識の普及を図ると同時に、相談機関の周知や相談会の開催、各相談機関の連携を強化するなど相談できる環境整備を充実させていく。</p>
		3. 男性のための相談の検討	男性のための相談窓口を検討します。	健康増進課	C	<p>現在健康増進課では「男性のための相談」と特化した相談事業は無いが、総合健康相談として月に2回定例で行っている「健康チェック」事業と、随時電話・窓口などによる健康相談を実施している。これら相談事業は男女の区別なく健康に関するすべての相談を受け付け、対応している。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 男女にかかわらず、健康相談を随時実施していることから、特に男性を掲げて事業を実施する必要性について検討をする必要がある。 現在のところ、健康相談の方法や対象を変更する予定はない。</p>
				女性プラザ	C	健康増進課との協議を行う機会がなかった。事業実施上健康増進課に十分な協議が必要であり引き続き、検討していく。

課題7 人権の擁護・救済のための取り組みの強化

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当課	実施区分	事業実績
1. 女性への暴力根絶に向けた取り組みを強化します	①DVに対する正しい理解の促進	1. DVに対する啓発の実施	DVに対する正しい理解の促進、相談の周知等の啓発に関する冊子等を作成し周知します。	女性プラザ	A	<ul style="list-style-type: none"> ・DV啓発用リーフレット「暴力に沈黙しないで」2,000部 ・DV被害者支援冊子「新たなる生活を始めるためのガイドブック」500部
		2. 2次被害防止等に関する職員、支援者向け研修の実施	DV被害者の対応等に関して、職員、支援者向け研修を実施します。	女性プラザ	A	<p>「DV対策第2次被害防止のための関係職員研修会」</p> <p>テーマ： 「DV被害女性と子供への～二次被害のない支援」</p> <p>講師：松本和子氏 (代表理事 NPO 法人女性ネット Saya-Saya)</p> <p>参加者：35人</p>
		3. 加害者更生に関する情報の収集・提供	加害者更生に関する情報の収集・提供をします。	女性プラザ	A	<ul style="list-style-type: none"> ・関連図書資料を購入した事業実施上、加害者更生にかかわる資料や情報が少なく、確立されたプログラム等がないことから、確かな情報を収集することは、現在のところ難しい。
		4. デートDVに対する啓発の実施	中・高校生向けのデートDVに対する正しい理解の促進を目指す冊子等を作成し啓発します。	女性プラザ	A	<ul style="list-style-type: none"> ・デートDV相談支援カードの作成・配布(各中学校) ・男女共同参画ニュース「うらやすP-Life」Vol.10 特集「自分も相手も大切に作る恋愛のために」新聞折込・各公共施設で配布。 ・HPで掲載、関係機関へのリンク
		5. デートDVの防止に関する教職員向け研修の実施	デートDVの防止に関する教職員向け研修を実施します。	指導課	A	<ul style="list-style-type: none"> ・2・3年目教員研修夏期研修会において、女性プラザの職員を講師に実施した。 ・指導課と女性プラザの共同で、DV防止を呼びかける啓発カードを作成し、全中学校へ配付した。保健室やカウンセラー室に置き、生徒が自由に持ち帰れるようにした。 ・平成25年度から2・3年目研修に位置づけたため、それ以前に研修を受講した教職員やこの研修が始まる以前の採用教職員への周知をしていく必要がある。次年度以降も今後も引き続き、積極的に関係部署に働きかける。 ・各小中学校で実施されるモラルアップ研修会において取り上げていく。 <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <p>2・3年目研修に位置づけることで、教職員への意識づけと理解を広めていく。</p>

1. 女性への暴力根絶に向けた取り組みを強化します	① DVに対する正しい理解の促進	6. デートDVの防止に関する保護者向け講座の開催	デートDVの防止に関する保護者向け講座を開催します。	女性プラザ	A	・中学校の家庭教育学級の一部に、母親に対して実施した（主催：日の出公民館） 25年度は女性プラザ側からお願いし、実現したものである。今後も女性プラザ側から積極的に働きかけることが重要であり、日ごろから関係部署、団体との情報交換や連携を図りたい。
	② 女性のための相談体制の強化・拡充	1. 相談・カウンセリング機能の強化・充実	専門家による「女性のための相談」「女性のための法律相談」を実施します。	女性プラザ	A	・「女性のための相談」延べ相談者数 661人 相談日：月・火・木曜日・第2火曜日・第4金曜日 10時～16時まで（月9回） 14時30分～20時まで（月5回） ・「女性のための法律相談」延べ相談者 82人 相談日：毎月2日（のべ日数24日） 1日あたりの相談枠は6枠（相談時間は40分）
		2. 母子・婦人相談の実施	専門家による「母子・婦人相談」を実施します。	こども家庭支援センター	A	婦人相談員（母子自立支援員兼務2名）による電話及び面接相談を実施した。 婦人相談 実人数 84人 延件数 268件
		3. 相談事業に関する連携	「母子・婦人相談」「女性のための相談」を連携して進めます。	こども家庭支援センター	A	「母子・婦人相談」において「女性のための相談」を紹介した相談者数。 実人数 28人
				女性プラザ	A	・「女性のための相談」において「母子・婦人相談」を紹介した相談者数8人 ・こども家庭支援センターとは、互いに相談員も含め必要とする内容については随時、情報を共有し連携を図っている。
	4. グループ相談の充実	DV被害者の自助のため、グループ相談の充実を図ります。	女性プラザ	A	*相談員と協議を図る必要があり、そこまでに至らなかった。 【事業実施上の課題】 ・相談者の相談内容や個人に関わることが多いので、相談員と十分に協議することが必要である。 【次年度以降の事業の方向性】 ・相談員と具体的な方法とそれに伴う成果について話し合いを行う。	
	③ DV被害者に対する救済体制の強化・拡充	1. 緊急避難時における支援	緊急避難時の手続等を支援します。	女性プラザ	A	・DV被害者が緊急避難する際に、配偶者暴力支援センター、民間団体、警察等と連携を図った。連携を図った際に各支援に必要な手続きに関する事など職員が同行するなど、支援を行った。
		2. 緊急避難時における助成	緊急避難時の交通費・一時的かつ応急的な生活費・宿泊費等を助成します。	女性プラザ	A	緊急避難時の交通費や応急生活費等は予算計上は行っている。

1. 女性への暴力根絶に向けた取り組みを強化します	③ DV被害者に対する救済体制の強化・拡充	3. 住民基本台帳の閲覧等の制限	避難等をしている場合、住民基本台帳の閲覧等の制限をかけます。	市民課	A	<p>【事業実施上の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性からの申請があった場合、男性に特化した相談先として、市川健康福祉センター、千葉県男女共同参画センター等を案内しているが、市内で案内できる相談窓口がない。 ・住基内容を職務上使用している担当課と支援措置対象者情報の共有化について。 <p>【次年度以降の事業の方向性】</p> <p>これまで通り、支援措置申し出には慎重処理を進める。支援措置対象者の情報について情報漏洩が起らないよう、関係各課との調整を検討していく。</p>
		4. 関連機関との連携強化	DVの防止、被害者救済に関して、関連機関との連携を強化します。	女性プラザ	A	被害者の子どもや生活全般にかかわる部署と随時連携を行い、被害者への支援を行った。
	④ DV被害者に対する自立支援の強化・拡充	1. DV被害の支援者（アドボゲーター）への助成	同行支援等を行うDV被害者の支援者（アドボゲーター）への助成をします。	女性プラザ	A	民間ステップハウス入所時自立支援同行者への助成を行った。 主な同行先：行政手続き、学校、裁判所、病院、弁護士事務所など
		2. 民間ステップハウス入所時における助成	民間ステップハウス入所時における相談料を助成します。	女性プラザ	A	民間ステップハウス入所時における相談料の予算計上は行っている。H25年度は利用なし。
		3. 民間ステップハウスへの支援	民間ステップハウスの運営を支援します。	女性プラザ	A	「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律」第二十六条により、負担金として民間団体の運営に対し支援を行っている。
		4. 生活保護に関する相談・支援	生活保護を受けるための相談・支援をします。	社会福祉課	A	生活保護に関する相談を受け、制度の説明や申請の受付、他の制度の案内等を行った。 生活保護開始後は、その最低限度の生活を保障するとともに自立に向けた支援を行った。 【事業実施上の課題】 遠方への避難や本名以外での生活など、保護の実施や他方施策の活用において、支障が生じる場合があり、関係機関との連携や調整が求められることが多い。 【次年度以降の事業の方向性】 引き続き、適正な保護の実施に努める。
		5. 市営住宅に関する相談・支援	市営住宅入所のための相談・支援をします。	住宅課	A	市営住宅入居申込について窓口、電話でのDV被害者として配慮される内容などを説明・相談を行っている。 【次年度以降の事業の方向性】 引き続き相談者の状況に合わせて、市営住宅入居申込手続きについての相談を行う。

2. セクシュアル・ハラスメント／パワー・ハラスメントの防止対策を強化します	①事業所におけるセクハラ／パワハラ防止対策の推進	1. 事業所へのセクハラ／パワハラ防止対策の推進	市内事業所に向けて、セクハラ／パワハラ防止対策についての啓発冊子等の配布や講演会等を開催します。	商工観光課	A	<p>【担当課評価】 啓発冊子の配布：2</p> <p>【方法／手段】 広報うらやす（ホームページ）に掲載し、事業主に啓発及び関係機関パンフレットを商工観光課窓口に設置</p> <p>【回数／期間／開始時期】 広報（ホームページ）：随時・労働条件をめぐるトラブルでお困りの方へ（個別的労使紛争のあつせん）（千葉県労働委員会事務局）パンフレット設置：通年・男女雇用機会均等法、育児・介護休業法のあらまし（厚生労働省雇用均等・児童家庭局／都道府県労働局雇用均等室）・セクハラ防止対策は万全ですか！？（千葉労働局雇用均等室）・みんなで考えよう！職場のパワーハラスメント（厚生労働省）・職場のトラブルで悩んでいませんか？（厚生労働省 当道府県労働局雇用均等室）など</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 企業が職場におけるセクシュアル・ハラスメントについての認識を徹底し、雇用管理上必要な措置を講ずるよう働きかけるために、今後も関係機関と連携し、パンフレットの配布や情報提供などの啓発活動を実施していく。</p>
	②市役所におけるセクハラ／パワハラ防止対策の強化	1. 市職員のための相談の実施	職員の中から「セクシュアル・ハラスメント相談員」を任命し、相談しやすい環境を整えます。	人事課	A	<p>【担当課評価】 相談員の任命：2 相談の環境を整える：2 セクシュアル・ハラスメント相談員を任命し、セクハラ等について相談しやすい環境づくりおよびセクハラ防止の抑制力となった。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 引き続き、セクシュアル・ハラスメントの防止・撲滅のために、各職場のニーズに対応できるよう均等にセクシュアル・ハラスメント相談員を設置していく。</p>
		2. セクハラ／パワハラ防止のための職員研修の実施	セクハラ／パワハラ防止対策についての職員研修を実施します。	人事課	A	<p>平成24年度のセクシュアル・ハラスメント相談員を任命時に併せて研修を実施しているため、任期継続となるため平成25年度は実施しなかった。</p> <p>【次年度以降の事業の方向性】 平成26年度はセクシュアル・ハラスメント相談員を職員の中から新規で任命するので、セクシュアル・ハラスメントおよびパワー・ハラスメントについての研修会を実施したい。</p>
③教育の場におけるセクハラ／パワハラ防止対策の充実	1. 教職員のための相談の実施	各校の「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置し、相談を実施します。	学務課	A	<p>【担当課評価】 相談窓口の設置：3 教育相談箱の設置：2 全ての小中学校に相談員を配置の上、「セクハラ相談窓口」を設置し、教職員に周知している。</p> <p>【事業実施上の課題】 相談しやすい環境を作る</p>	

2. セクシュアル・ハラスメント／パワー・ハラスメントの防止対策を強化します	③教育の場におけるセクハラ／パワハラ防止対策の充実	2. 児童・生徒のための相談の実施	各校の「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」や教育相談箱を設置し、相談を実施します。	学務課	A	<p>【担当課評価】</p> <p>相談窓口の設置：3 教育相談箱の設置：2 全ての小中学校に相談員を配置の上、「セクハラ相談窓口」を設置し、児童生徒に周知している。</p> <p>【事業実施上の課題】</p> <p>相談しやすい環境を作る。 相談窓口の周知徹底を図る。</p>
		3. セクハラ／パワハラ防止のための教職員研修の実施	セクハラ／パワハラ防止対策についての職員研修を実施します。	学務課	A	<p>【担当課評価】</p> <p>セクハラ／パワハラ防止研修の実施：2 全ての学校において、不祥事根絶の職員研修を実施した。</p> <p>また、県教育委員会等からの通知やパンフレット等を職員に配付し、それをもとに職員への指導・周知を行い、セクハラやパワハラ防止の啓発を図っている。</p>
3. 子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取り組みを強化します	①虐待防止に向けた広報・啓発活動の推進	1. 虐待の実態の把握	子ども・障がい者・高齢者の虐待の通報窓口を設置し、実態を把握します。	こども家庭支援センター	A	H25年度は237件の相談があった。困難事例の増加により、1件あたりの支援を継続する期間が長期化する傾向がある。
				障がい事業課	A	<p>平成24年10月に障がい者虐待防止法が施行したため、それに併せて、障がい者虐待防止センターも開設した。</p> <p>虐待の把握や通報・届出があった際に対応を行った。</p> <p>【事業実施上の課題】</p> <p>今後も更に、広報・啓発活動を行い、虐待の防止などの取り組みが必要と感じる。</p> <p>【事業実施上の課題】</p> <p>広報・啓発活動により、虐待の防止などの取り組みを行っていく。</p>
				猫実地域包括支援センター	A	<p>高齢者虐待対応件数 養護者による虐待 通報・相談 80件 (内虐待として認定した件数 80件)</p> <p>【事業実施上の課題】</p> <p>虐待の通報窓口について、引き続き市民に周知していく必要がある。</p>
		2. 虐待防止のための広報・啓発の実施	子ども・障がい者・高齢者の虐待防止のための広報・啓発をします。また、「浦安市の子どもをみんなで守る条例」の周知を行います。	こども家庭支援センター	A	<p>浦安駅・新浦安駅・舞浜駅にて、児童相談所・警察署・主任児童委員と連携して啓発物資を配布し周知を行った。</p> <p>啓発チラシを市内各小・中学校、保育園に配布した。</p> <p>【事業実施上の課題】</p> <p>広報活動を進めることで、児童虐待受付件数の増加のみが目目されるなど、子育て世帯への誤った認識が広まることで、逆に子育て世帯にとって窮屈な印象を与えてしまう恐れがあり、検討が必要である。</p>

3. 子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取り組みを強化します	①虐待防止に向けた広報・啓発活動の推進	2. 虐待防止のための広報・啓発の実施	子ども・障がい者・高齢者の虐待防止のための広報・啓発をします。また、「浦安市の子どもをみんなで守る条例」の周知を行います。	こども家庭課	A 平成24年7月1日に施行した児童虐待の予防と防止に関する施策の推進を目的とした「浦安市の子どもをみんなで守る条例」を根拠に、市立小・中学校の新1年生に対し、児童虐待とはどのようなものを指し、児童虐待を受けていると思われる場合に身近な場所に相談することを促す子ども版リーフレットを発行し、広報、啓発を行った。また、子育てハンドブックに条例を紹介する特集ページを設け、通年で広報するとともに、平成25年11月に実施した児童虐待防止キャンペーンにおいて、市内3駅（浦安駅、新浦安駅、舞浜駅）で大人版リーフレットの配布を実施した。 【事業実施上の課題】 条例の啓発・広報とともに、児童虐待を早期に発見することを目的に、市職員に対する研修を実施するなど、条例の趣旨と市職員が置かれている立場の理解を深める機会を設ける必要がある。
				障がい事業課	A 障がい者週間に合わせて、障がい者虐待の広報・啓発なども行った。 【事業実施上の課題】 今後、更に、広報・啓発活動を行い、虐待の防止などの取り組みが必要に感じる。
				猫実地域包括支援センター	A 高齢者虐待に関する知識・理解の啓発・市民に対する高齢者虐待に関する普及啓発認知症サポーター養成講座と併せ高齢者虐待の啓発 講座・研修会・イベントにて、パンフレットやチラシの配布。 ・介護支援専門員に対する高齢者虐待防止対応研修 ・行政職員と地域包括支援センター職員を対象とした高齢者虐待対応研修 【事業実施上の課題】 高齢者虐待・虐待通報窓口について、引き続き市民に周知していく必要がある。
②虐待防止に向けた相談・救済体制の整備	1. 虐待等に関する担当課、関係機関との連携	問題解決のため、担当課、関係機関との連携を進めます。	女性プラザ	A こども家庭支援センター、社会福祉課、障がい福祉課、など相談者の抱えている問題や家族構成を考慮しながら各関係部署と情報を共有し問題解決の支援を行った。 また、警察や市川保健所等にも情報共有を行った。	

課題8 推進体制の強化

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当課	実施区分	事業実績
1. 男女共同参画社会の実現に向け推進体制を強化します	①男女共同参画推進会議の充実	1. 男女共同参画推進会議の設置・開催	学識経験者・団体代表、市民で構成される男女共同参画推進会議を設置し、事業調査の報告や諮問、答申等を行います。	女性プラザ	A	第8期男女共同参画推進会議は 会議回数3回(H25.5.31/11.15/H26.2.21)開催した。主な議題は「第2次うらやす男女共同参画プラン」の24年度事業の進捗状況、24年度女性プラザ事業報告及び25年度の事業予定、事例研究会、「DV被害者自立支援に関するヒアリング」の報告、事業調査の内容について報告し意見を伺った。成果として「第2次うらやす男女共同参画プラン」の事業調査内容について意見を伺ったことで、事業の評価をする上で必要な質問項目を設けることができた。またDVについての事例研究会と「DV被害者自立支援に関するヒアリング」の報告をしたことで、本市におけるDV被害者への支援等を理解していただいた。
	②庁内推進体制の強化	1. 男女共同参画庁内推進会議の設置・開催	各部の次長で構成される男女共同参画庁内推進会議を設置し、事業調査の報告、課題についての検討を行います。	女性プラザ	A	25年度は26年2月17日に開催した主な議題「DV被害者自立支援に関するヒアリング」の報告、「第2次うらやす男女共同参画プラン」事業調査について、「女性プラザ」名称変更について。
		2. 市職員による委員会活動	市職員による男女共同参画推進委員会を設置し、男女共同参画を推進します。	女性プラザ	B	具体的な委員会の内容検討まで至らなかった。事業実施上の課題として各部署への男女共同参画の理解を得ること、委員会の目的、成果について検討する必要がある。 【次年度以降の事業の方向性】委員会の趣旨等を明確にし検討したい。
	③女性プラザ機能の拡充	1. 先進事例の調査・研究	男女共同参画推進に関する先進事例の調査・研究をします。	女性プラザ	A	・特にDVに関すること、男女共同参画の計画の評価等について、調査した。 DV・DV被害者の個人情報について他市での事件を把握し、本市の男女共同参画推進のための職員研修の研修で注意喚起を行った。 男女共同参画の計画の評価等・他市の計画評価について資料や関連文献を参考にし、H25年度実施事業調査内容の変更を行った。
		2. 女性プラザ機能の強化	男女共同参画を推進する拠点として、相談・情報提供・ネットワークづくり等の機能を強化します。	女性プラザ	A	・相談事業、男女共同参画に関連する情報提供はHPや図書資料、情報誌作成・配布等で行ったがネットワークづくりについては受講生等に呼びかけ等を行ったが、ネットワークまでは至らなかった。 【次年度以降の事業の方向性】毎年開催しているフォーラムを関連団体と協働してネットワークのきっかけをつくりたい。

2. 男女共同参画に関する調査・研究を行います	①男女共同参画に関する意識実態調査の実施・公表	1. 市民を対象とした調査の実施・公表	市民を対象とした男女共同参画社会づくりに関する調査を実施し公表します。	女性プラザ	C	・H27年度に調査実施予定
		2. 職員を対象とした調査の実施・公表	職員を対象とした男女共同参画社会づくりに関する調査を実施し公表します。	女性プラザ	C	・H27年度に調査実施予定
		3. 市内事業所を対象とした調査の実施・公表	市内事業所を対象とした男女共同参画社会づくりに関する調査を実施し公表します。	女性プラザ	C	・H28年度に調査実施予定
	②ジェンダー統計の収集・提供	1. ジェンダー統計の集計・提供	市内、国内外のジェンダー統計を収集し提供します。	女性プラザ	A	国内については「男女共同参画統計データブック」「男女共同参画白書」等で情報提供を行っている市内については、正確な情報収集ができなかった。 【次年度以降の事業の方向性】 各部署主催の講座等の参加者数の内訳として、可能な限り男女別に集計するようお願いする ・市民意識調査、職員意識調査、事業所調査の結果から分析していく。
	③男女共同参画条例の調査・研究	2. 男女共同参画条例の調査・研究	男女共同参画条例に関する先進事例の調査・研究をします。	女性プラザ	A	・内閣府のHPで、条例制定状況を把握したが、具体的に研究までには至っていない。
	3. 課題解決に向け計画の進行管理を強化します	①計画の進行管理の強化	1. 計画の進行管理	事業調査を実施し、公表します。また、男女共同参画推進会議、男女共同参画推進会議、男女共同参画推進会議への報告をします。	女性プラザ	A

記入例

担当者:	内線:
------	-----

課 題 2 ワーク・ライフ・バランスの推進

取りまとめにあたり、お問い合わせする場合がありますので、記入をお願いします

取り組みの概要

施策の方向 2	就業継続に向け保育や子育てを応援します
基本事業①	男女が共に就業継続できる育児支援の充実
具体的な取り組み	保育事業の充実
取り組みの内容	施設の整備、産休明け保育、延長保育、病後児保育、一時預かり、保育ママ事業を実施します。
担当部署	保育幼稚園課

該当するものを○で囲ってください。例) 取り組みの内容で6事業の内、5事業行った場合は「一部実施した」になります。

事業の実績

事業の実施区分	平成 25 年度の実施状況
A	全部実施した 一部実施した ※全部実施しなかった

事業実績

- 上記「取り組みの内容」欄に記載の事業について、平成 25 年度に取組んだ内容について詳細を記入してください。(この例の場合、「取り組みの内容」の6事業についてそれぞれ記載してください。)
 - また、実施した取り組みが目標達成に向け、どのように影響したかを併せて記入してください。
- 取り組みはしているものの、利用者がいなかった場合は、「実施はしたが利用者はいなかった」など、状況を記入してください。

※「全部実施しなかった」に○の場合は「事業実績」に実施しなかった理由を記載してください。また、「次年度以降の事業の方向性」欄に、方向性を記載してください

事業評価

・施設の整備	3・2・1	・産休明け保育	3・2・1
・一時預かり	3・2・1	・病後児保育	3・2・1
・延長保育	3・2・1	・保育ママ事業	3・2・1

事業実施上の課題

事業を実施している(あるいは今後していく)上で、課題がありましたら記してください。

- 3: 前年度以上の数値を上げることができた、アンケート結果から予想以上の反響があったなど
 - 2: 例年どおりの実績である
 - 1: 前年度以下の実績であった
- ※上記の3段階に該当しない場合は、空欄にし、「事業実施上の課題」欄にコメントを記載してください。

次年度以降の事業の方向性

上記「取り組みの内容」欄に記載の事業について、次年度以降の事業の方向性を記入してください。

※記載しきれない場合は、別紙に記載してください。その際には、記入欄に“別添のとおり”と記入してください。

目標値について

「第2次プラン」では評価を明確化するために数値化で定期的に計ることができる項目に関して目標値を設定しています。調査方法としてプラン見直しにあたる5年後の市民意識調査または各担当課の回答で調査します。調査値は担当課の回答を結果として表記しました。

目標値 22・24・25年度値

課題	内容	28年度目標値	25年度値	24年度値	22年度値	調査方法
1	性別役割分業意識(夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである)を持たない人の割合	50%	—	—	34.6%	市民意識調査
	「男女共同参画」という言葉の認知度	70%	—	—	35.5%	市民意識調査
2	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	70%	—	—	34.7%	市民意識調査
	「男性の家事・育児・介護に費やす時間」	2時間/1日	—	—	59分/1日	市民意識調査
	保育所の待機児童数	0人	67人 (26年4/1現在)	82人 (25年4/1現在)	63人	保育幼稚園課
	市役所の男性職員の育児休業取得	13%	1人	0人	0人	人事課
3	「ポジティブ・アクション」という言葉の認知度	70%	—	—	17.7%	市民意識調査
	市役所女性管理職(課長級相当)職員の割合	30%	次長級 0% 課長級 11% (26年4/1現在)	次長級 3.3% 課長級 9.6% (25年4/1現在)	2.2% (課長級)	人事課
	中学校の教頭以上の女性の割合	30%	18.8%	18.8%	12.5%	学務課
	女性のいない審議会の数	0%	4	5	4	協働推進課
4	女性消防団員の割合	20%	13.4%	12.7%	12.7	消防本部
6	子宮がん検診受診率	50%	31.8%	35.3%	38.9%	健康増進課
	乳がん検診受診率	50%	マンモグラフィ検診 16.5% エコー検診 18.0%	マンモグラフィ検診 19.5% エコー検診 19.7%	16.6%	健康増進課
7	女性プラザで行う相談事業の認知度	70%	—	—	7.5%	市民意識調査
8	女性プラザの認知度	70%	—	—	10.7%	市民意識調査